

第3期白子町子ども・子育て支援事業計画

計画期間：令和7年度～令和11年度

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画策定の目的	1
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 計画の期間	2
第5節 子ども・子育て支援新制度の動向	3
第2章 白子町の子どもと子育て家庭の現状と課題	4
第1節 人口や世帯等の状況	4
第2節 白子町における子育て支援の状況	12
第3節 アンケート調査からみた白子町の子育て環境について	15
第3章 計画の基本的な考え方	29
第1節 計画の基本理念	29
第2節 計画期間の将来推計人口	30
第3節 教育・保育提供区域の設定	30
第4章 分野別施策の展開	31
第1節 地域における子育て支援体制の充実	33
第2節 親子の健康と成長への支援	39
第3節 子どもの心身の健やかな成長へ向けた教育環境の整備	43
第4節 安心して子育てができる環境づくり	51
第5節 特別な支援が必要な家庭へのきめ細かな取組の推進	54
第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策	57
第1節 量の見込みの算出について	57
第2節 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保策	59
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策	61
第4節 法改正による新事業	65
第6章 計画の推進	67
第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携	67
第2節 計画の進行管理	67
資料編	68
1 白子町子ども・子育て会議規則	68
2 白子町子ども・子育て会議委員名簿	70

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

わが国では少子化が急速に進行しており、人口動態調査によると、令和5年の出生数は72万7,288人、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安である合計特殊出生率は1.20となり、昭和22年以降、過去最低となっています。

このような背景には、非正規雇用の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない状況の顕在化や、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化があると考えられます。また、結婚や出産をめぐる問題だけでなく、身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能の低下などがみられるとともに、慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大など、安心して子どもを産み育てることが厳しい状況となっています。

こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で子どもとその親を育む仕組みづくりが求められています。

第2節 計画策定の目的

平成27年4月から始まった「子ども・子育て支援新制度」は、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」（以下「子ども・子育て関連3法」とします）に基づき、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものです。

これを踏まえ、本町では、平成27年3月に「白子町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」とします）、令和2年3月に「第2期白子町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」とします）を策定し、子育て支援の推進を図ってきました。

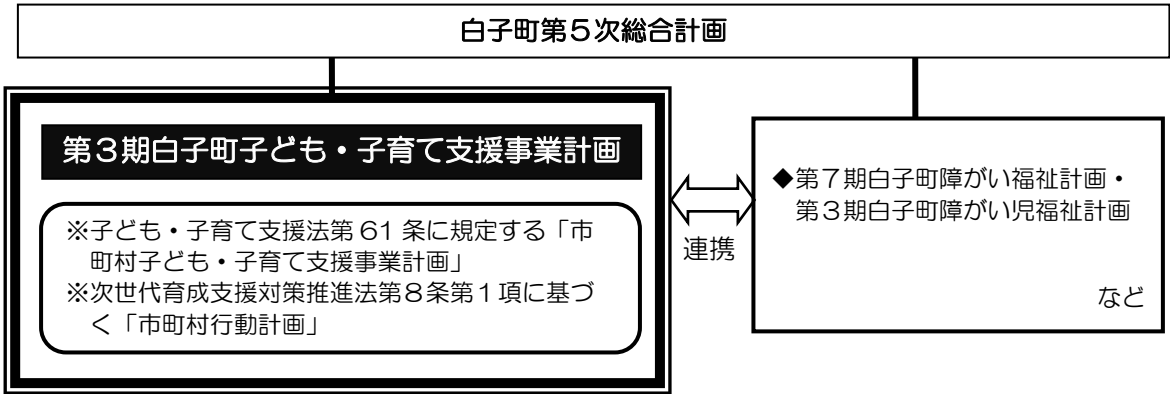
令和6年度で「第2期計画」が最終年度を迎えることから、令和7年度以降の子ども・子育て支援サービス及び住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向性を定める「第3期子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」とします）を策定します。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、これらの確保方策を定めます。

また、次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していく、各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

さらに、上位計画である総合計画、障がい福祉計画など他の計画との整合性を図っていきます。



第4節 計画の期間

本計画は、令和7年度から、令和11年度までの5年間を計画期間とします。また、中間年度である令和9年度に見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
白子町子ども・子育て支援事業計画〔第2期〕					白子町子ども・子育て支援事業計画〔第3期〕					白子町子ども・子育て支援事業計画〔第4期〕				
		中間見直し		第3期計画の策定			中間見直し		第4期計画の策定			中間見直し		第5期計画の策定

第5節 子ども・子育て支援新制度の動向

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援について各々の役割を果たし、相互に協力して行うことが基本理念として掲げられています。

このような基本理念の下、新制度では、子ども・子育て支援に関して、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化され、地域の特性や課題に即して、より柔軟に運営やサービスの提供を実施できるように、ひとり親などの家族構成や、保護者の就労状況に準じた「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制を確保することが義務づけられました。

「第2期計画」策定後は、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援強化や児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策の推進に向けた「改正児童福祉法」（令和4年6月）が成立しました。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、少子化の背景にある経済的な不安定さ、子どもの安全や孤独といった問題の解決に向け、幅広い子ども政策に関する基本的な方針を定めた「こども大綱」が示されています。

さらに、「こども未来戦略方針」（令和5年12月）において示された「こども・子育て支援加速化プラン」では、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」ことを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、町の現状に適したさらなる施策を推進・展開していくことが求められています。

第2章 白子町の子どもと子育て家庭の現状と課題

第1節 人口や世帯等の状況

(1) 年齢3区分人口の推移

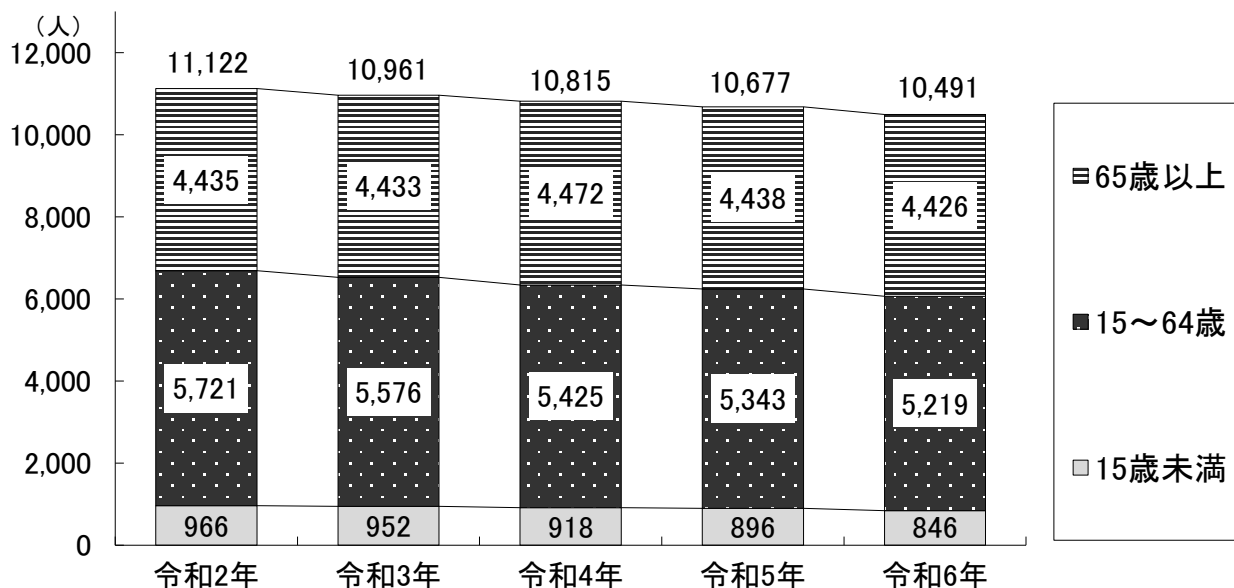
住民基本台帳人口によると、令和6年4月1日現在、本町の15歳未満の年少人口は846人、総人口に占める割合は8.1%となっています。

令和2年と比較すると、15歳未満人口は120人減、15～64歳人口は502人減、65歳以上人口は9人減となっています。

■年齢3区分人口構成の推移

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	11,122	10,961	10,815	10,677	10,491
15歳未満	966	952	918	896	846
割合	8.7%	8.7%	8.5%	8.4%	8.1%
15～64歳	5,721	5,576	5,425	5,343	5,219
割合	51.4%	50.9%	50.2%	50.0%	49.7%
65歳以上	4,435	4,433	4,472	4,438	4,426
割合	39.9%	40.4%	41.3%	41.6%	42.2%



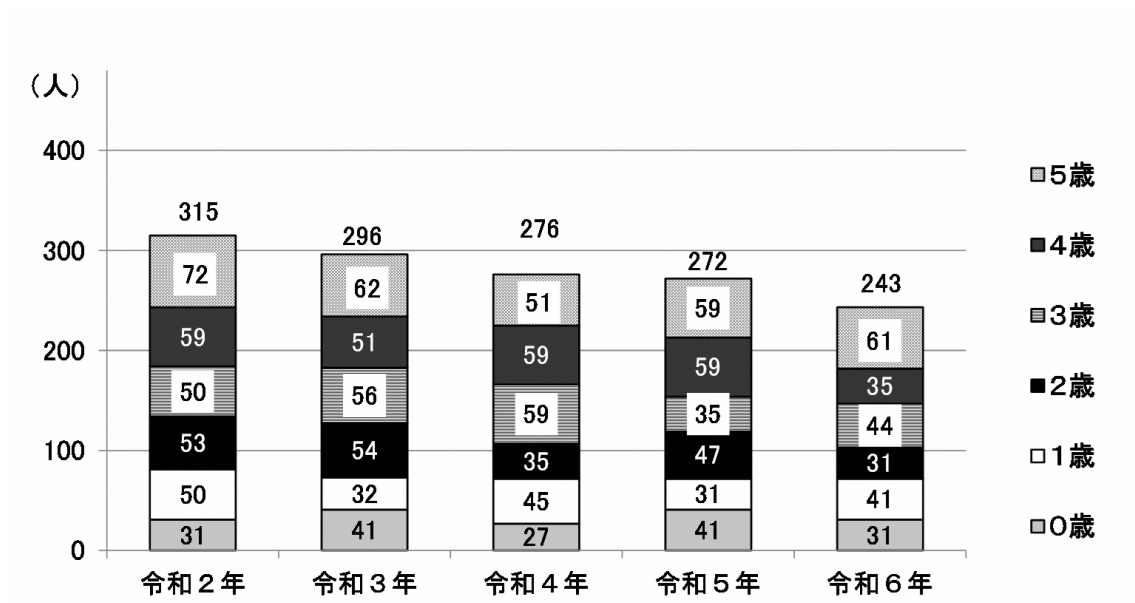
(2) 18歳未満人口の推移

住民基本台帳人口によると、令和6年4月1日現在、本町の0～5歳人口は243人、6～11歳人口は390人となっています。

令和2年と比較すると、0～5歳人口は72人減、6～11歳人口は41人減、12～17歳人口は6人減となっています。

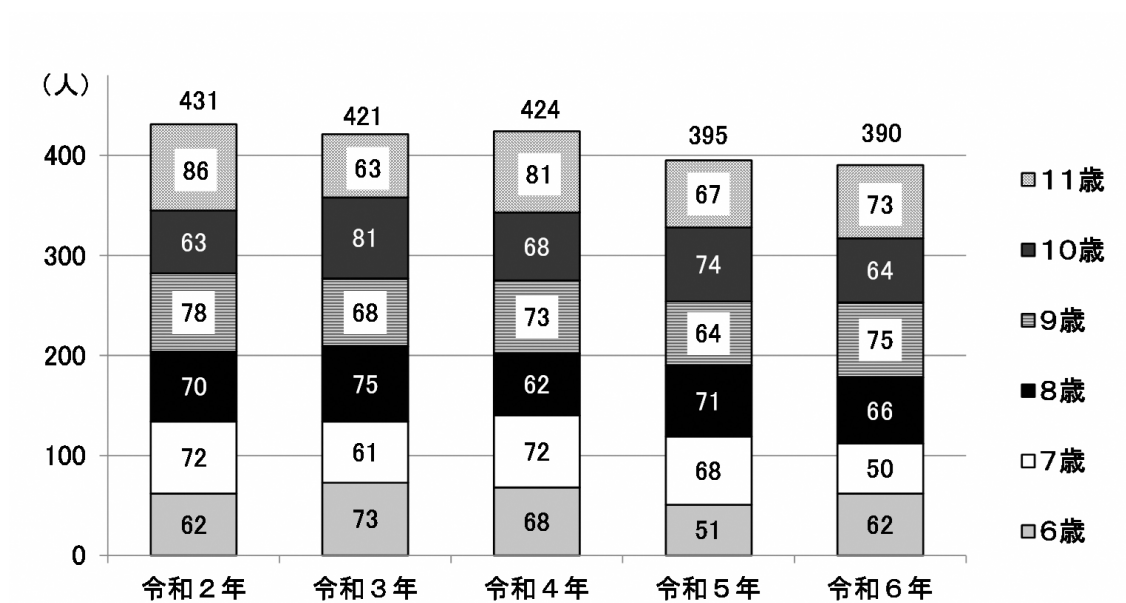
■ 0～5歳人口の推移

資料：住民基本台帳（各年4月1日）



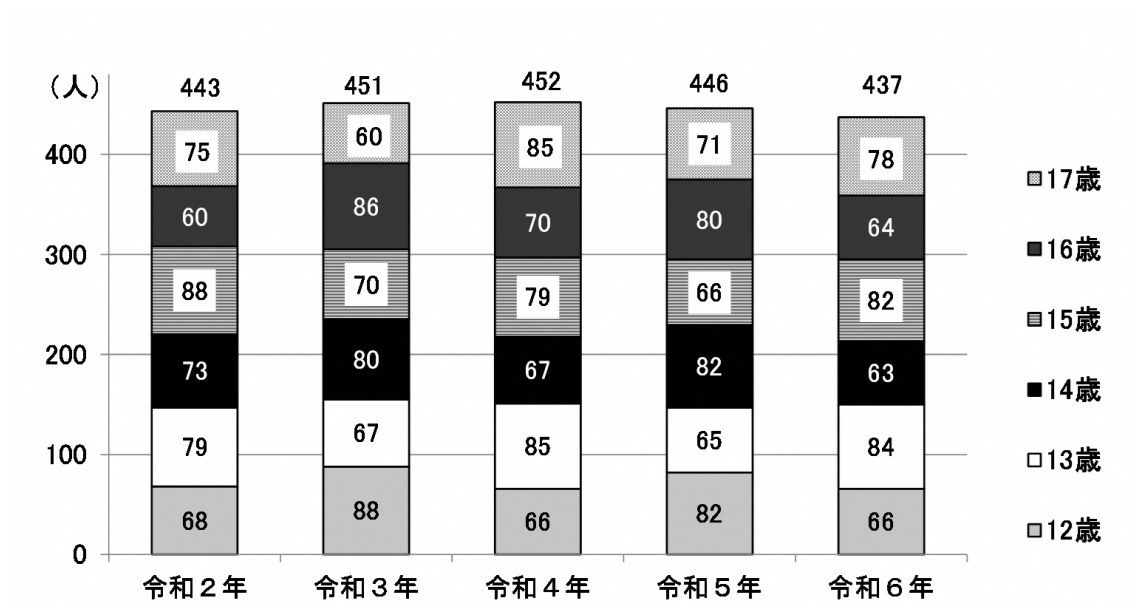
■ 6～11歳人口の推移

資料：住民基本台帳（各年4月1日）



■12～17 歳人口の推移

資料：住民基本台帳（各年4月1日）



(3) 子どものいる世帯の状況

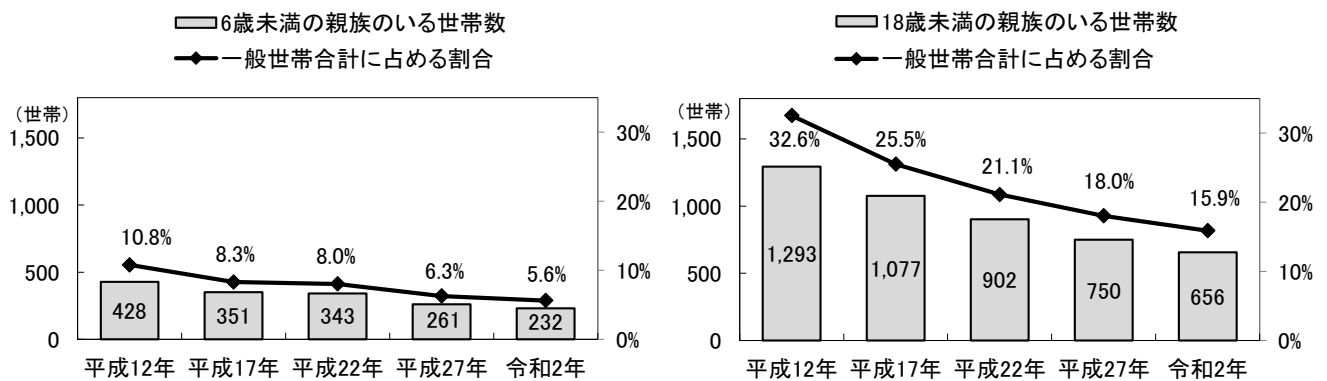
国勢調査によると、令和2年における本町の子どものいる世帯数、またその世帯数が一般世帯に占める割合は、6歳未満の親族のいる世帯については、232世帯で5.6%、18歳未満の親族のいる世帯については、656世帯で15.9%となっています。

子どものいる世帯数、一般世帯に占める割合は、いずれも減少が続いており、6歳未満・18歳未満の親族のいる世帯は、ともに平成12年の5割程度の人数までに減少しています。

また、18歳未満の親族のいる世帯構成について、本町では三世代世帯が38.1%となっており、千葉県・全国と比べ比重が高い状況です。

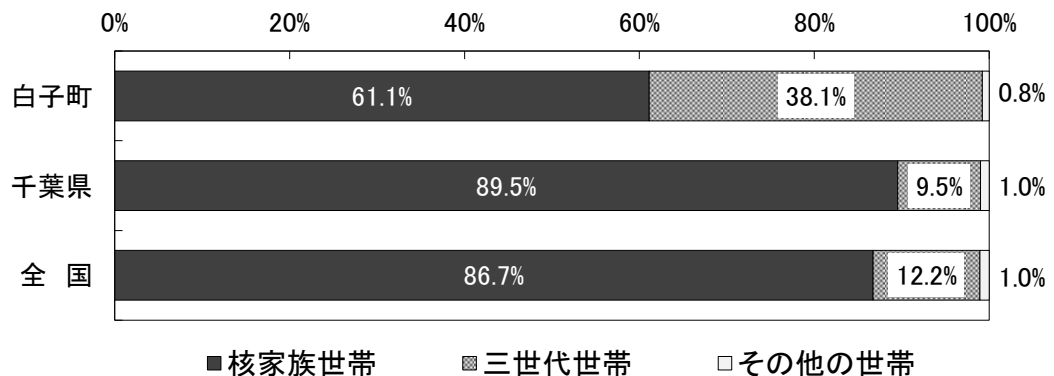
■ 6歳未満・18歳未満の親族のいる世帯数・割合の推移

資料：国勢調査



■ 18歳未満の親族のいる世帯構成比の県・全国値との比較

資料：国勢調査（令和2年）



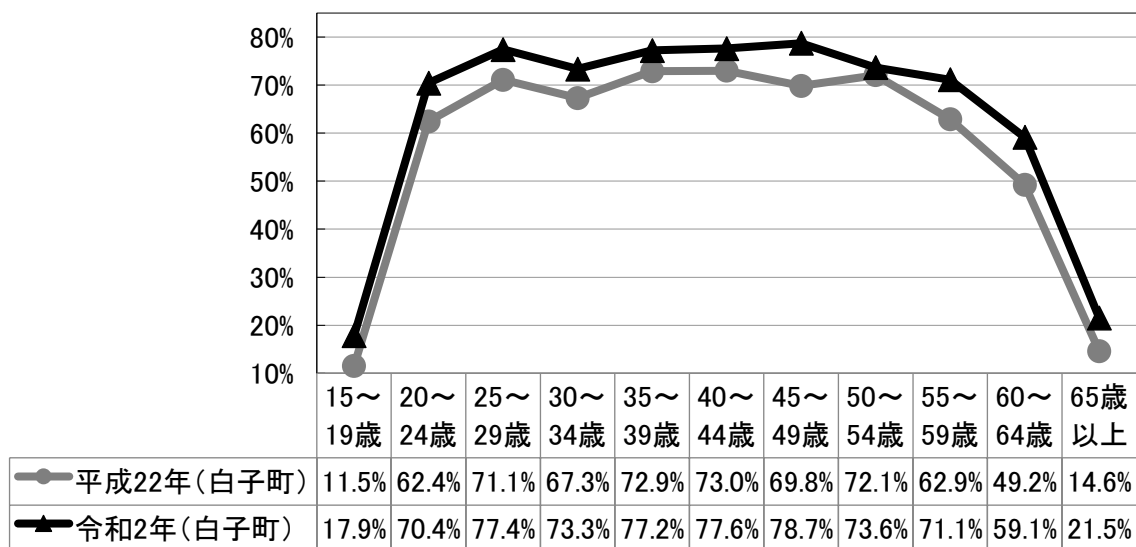
(4) 女性の就業状況

国勢調査によると、令和2年における本町の女性の就業率は、平成22年と比べていずれの年齢層も上昇しています。また、20～49歳の年齢層で千葉県・全国値を10ポイント前後上回っています。

女性の就業率については、かつて出産・育児期にあたる20歳代後半から30歳代にかけての就業率が下がる、いわゆるM字カーブの傾斜がみられる傾向がありましたが、本町では30～34歳の層がやや下がっています。

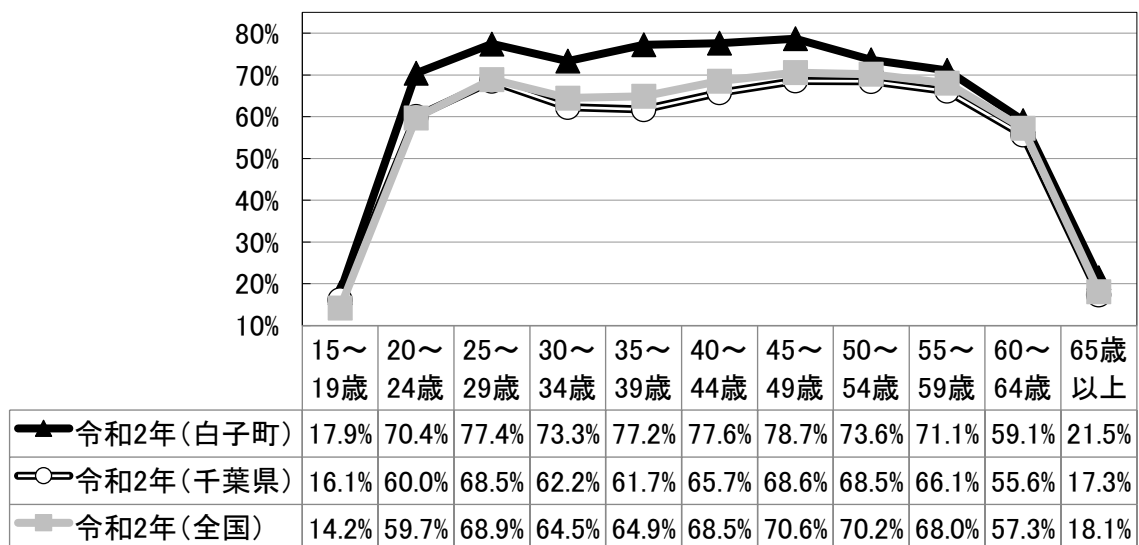
■女性の就業率の推移

資料：国勢調査



■女性の就業率の県・全国値との比較

資料：国勢調査（令和2年）

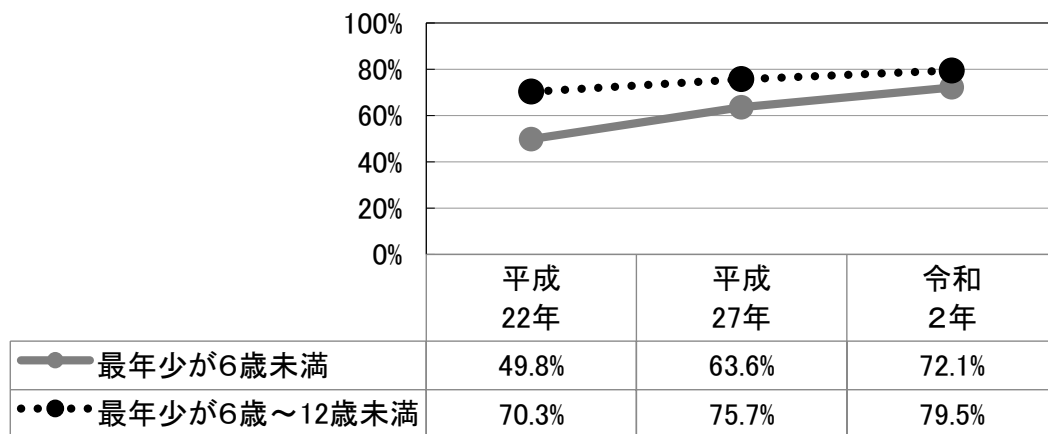


(5) 共働き世帯の状況

国勢調査によると、子どもがいる家庭における本町の共働き家庭の割合は、年々上昇しており、令和2年における最年少の子どもが6歳未満の家庭で72.1%、最年少の子どもが6～12歳未満の家庭で79.5%となっています。
また、千葉県・全国値を10ポイント以上上回る高い割合となっています。

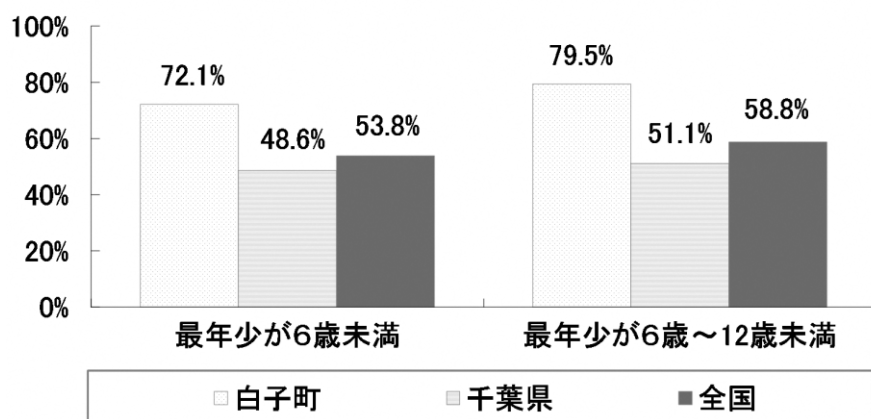
■共働き世帯の状況

資料：国勢調査



■共働き世帯割合の県・全国値との比較

資料：国勢調査（令和2年）

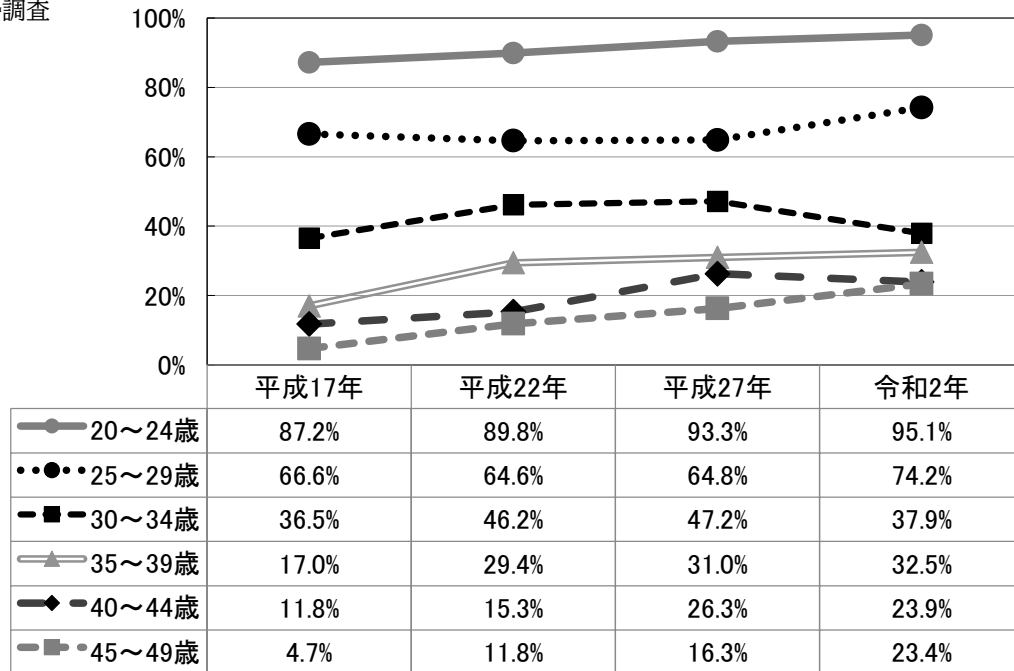


(6) 配偶関係の状況

国勢調査によると、本町における未婚率（離婚した人は含まない）は、男女ともに20～29歳の年齢層で年々高まってきており、晩婚化が進んでいることがうかがわれます。また、35歳以上の年齢層でも未婚率は徐々に高まっており、令和2年の45～49歳の年齢層では、女性の23.4%、男性の35.1%が未婚となっています。

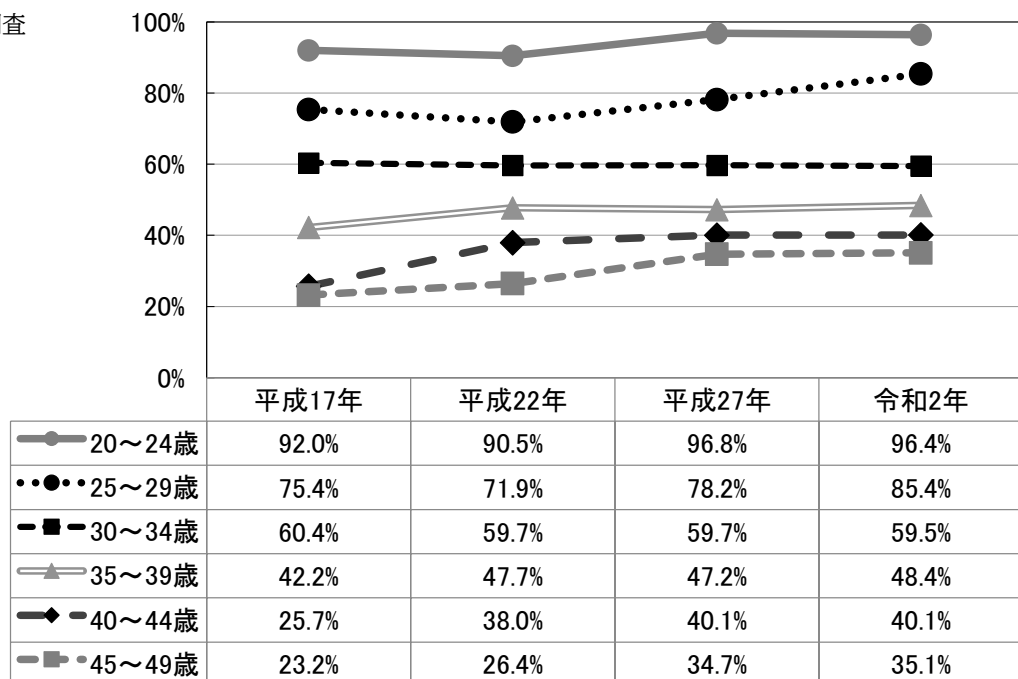
■配偶関係の状況(女性)

資料：国勢調査



■配偶関係の状況(男性)

資料：国勢調査



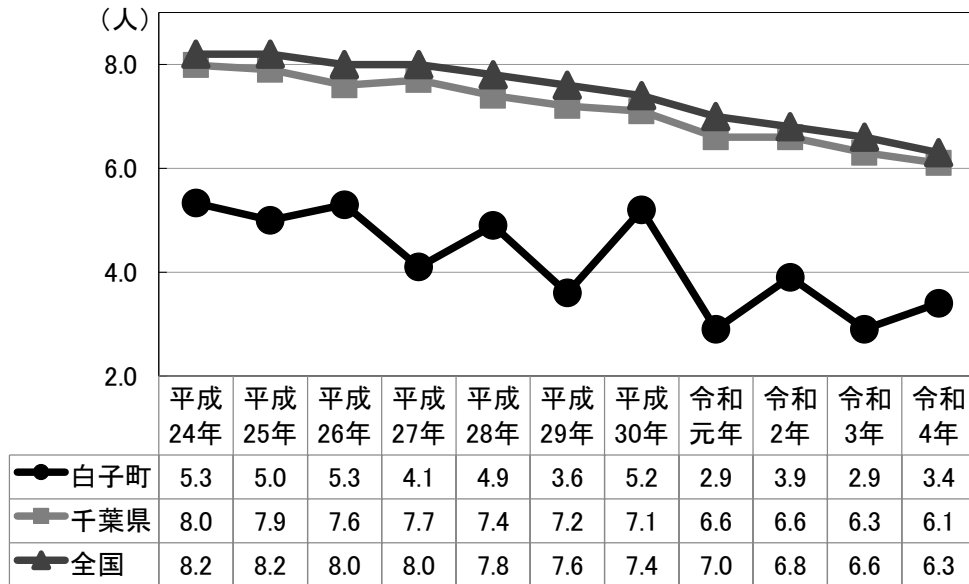
(7) 出生率等の推移

本町の人口 1,000 人当たりに対する出生率は、年によって差がありますが、令和元年以降、2～3 人台で推移しています。また、合計特殊出生率も、年によって差がありますが、令和 3 年以降、1 人を切っています。

本町の出生率・合計特殊出生率ともに、千葉県・全国値を下回っています。

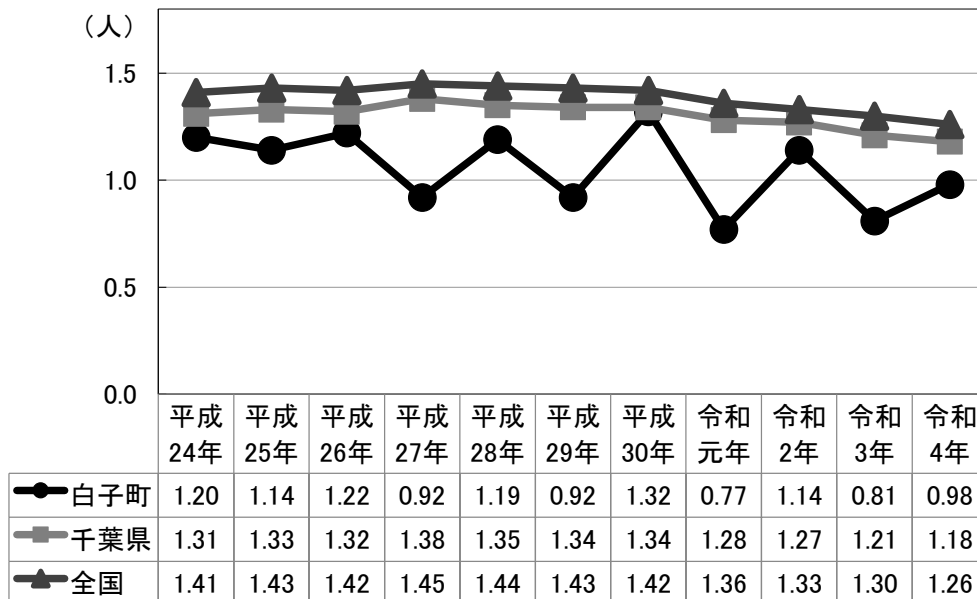
■出生率の推移

資料：千葉県保健所統計年報



■合計特殊出生率の推移

資料：千葉県保健所統計年報



第2節 白子町における子育て支援の状況

(1) 保育所の状況

本町には、公立の認可保育所が3か所あります。

保育所の入所者数については、令和6年は184人となっており、年々減少しています。また、町内人口に対する入所率をみると、年度によって差はありますが、0歳児は1～2割、1歳児は4～6割、2歳児は6～8割、3～5歳児は9割が保育所を利用している状況となっています。なお、毎年10人未満の子どもが町外の幼稚園やこども園へ通っています。

一時預かりについては、南白亀保育所で実施しており、生後6か月から就学前の児童を対象に1日定員6人で実施しています。延長保育については、全ての保育所で実施しています。土曜保育については、希望者を集めて関保育所で実施しています。

■保育所概要

	所在地	定員	延長保育	一時預かり	土曜日保育
白潟保育所	八斗 1486	150	○		
関保育所	関 6722	100	○		○
南白亀保育所	牛込 85	100	○	○	

■保育所の入所者数の推移（各年4月1日現在）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
白潟保育所	102	85	83	77	65
関保育所	66	73	73	69	74
南白亀保育所	66	56	55	55	45
町全体	234	214	211	201	184

■年齢別の入所者数・入所率（対人口割合）の推移（各年4月1日現在）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率
0歳児	4	12.9%	7	17.1%	2	7.4%	7	17.1%	3	9.7%
1歳児	20	40.0%	14	43.8%	26	57.8%	15	48.4%	27	65.9%
2歳児	37	69.8%	33	61.1%	23	65.7%	36	76.6%	25	80.6%
3歳児	47	94.0%	53	94.6%	54	91.5%	32	91.4%	41	93.2%
4歳児	55	93.2%	50	98.0%	55	93.2%	55	93.2%	33	94.3%
5歳児	71	98.6%	57	91.9%	51	100.0%	56	94.9%	55	90.2%
利用児童数計	234	74.3%	214	72.3%	211	76.4%	201	73.9%	184	75.7%

※入所率は各年4月1日の入所者数÷住民基本台帳人口で算出

■年齢別の町外の幼稚園（1号認定）利用者・利用率（対人口割合）の推移（各年4月1日現在）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率
3歳児			2	3.6%	0	0.0%	1	2.9%	1	2.3%
4歳児			1	2.0%	3	5.1%	1	1.7%	2	5.7%
5歳児			4	6.5%	1	2.0%	0	0.0%	2	3.3%
利用児童数計			7	2.4%	4	1.4%	2	0.7%	5	2.1%

■一時預かり事業の利用者数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時預かり事業（年間延人数）	551	508	213	529

(2) 妊婦健康診査の状況

14 回分の健診費用の助成を行っています。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
妊婦健康診査（年間延件数）	494	323	465	324

(3) 乳児家庭全戸訪問事業の状況

育児不安を軽減するために、全出生児に対して保健師が訪問しています。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
乳児家庭全戸訪問事業（年間人数）	37	27	42	30

(4) 養育支援訪問事業の状況

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行っています。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
養育支援訪問事業	実人数	7	9	2	1
	年間延回数	11	9	8	5

(5) 病児保育事業の状況

病児保育所ラッコッコ（酒井医院内）で、月・火・水・金・土（木曜・日曜及び祝日は休み）に開設しています。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
病児保育事業（年間延人数）	43	102	121	170

(6) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

本町では、各小学校区に1施設、計3か所で実施しています。いずれも令和4年度までは保護者会による運営となっていたが、令和5年度からは町による運営に移行しています。

学童保育の利用者数については、令和3年度～令和5年度は減少したものの、令和6年度には町全体で88人となっています。

また、小学校在籍児童数に対する利用率については、年度によって差はありますが、低学年では2～3割、高学年については1割前後で推移しています。

■学童保育概要

	定員	所在地
なのはなキッズクラブ	40（目安）	八斗 470（白潟小学校内）
げんきっ子クラブ	40（目安）	関 3889-1（関小学校内）
かめっこクラブ	40（目安）	牛込 12（南白亀小学校内）

■クラブ別利用者数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
なのはなキッズクラブ	31	23	25	26	37
げんきっ子クラブ	28	18	20	20	28
かめっこクラブ	17	13	9	13	23
利用児童数計	76	54	54	59	88

■学年別利用者数・入所率（対在籍児童割合）の推移（各年5月1日現在）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率
1年生	27	44.3%	10	14.1%	21	31.3%	8	15.7%	22	36.1%
2年生	12	16.9%	18	29.0%	9	12.5%	22	32.8%	14	28.0%
3年生	13	18.8%	10	13.5%	14	22.2%	10	14.1%	26	40.6%
4年生	14	18.2%	9	13.4%	5	6.8%	13	19.7%	12	16.2%
5年生	7	11.3%	5	6.3%	3	4.5%	2	2.7%	11	16.7%
6年生	3	3.5%	2	3.2%	2	2.5%	4	6.0%	3	4.1%
低学年計	52	25.9%	38	18.4%	44	21.8%	40	21.2%	62	35.4%
高学年計	24	10.7%	16	7.7%	10	4.6%	19	9.2%	26	12.1%
利用児童数計	76	17.8%	54	13.0%	54	12.8%	59	14.9%	88	22.6%

※入所率は各年5月1日の入所者数÷小学校在籍児童数で算出

第3節 アンケート調査からみた白子町の子育て環境について

本計画の策定にあたって、町の子育て支援等に関するニーズ等を把握し、計画づくりの基礎資料とするために、町内在住の小学校5年生以下の子どもがいる世帯の保護者を対象にしたアンケート調査を実施しました。

また、小中学生の意識や生活について、実態やニーズを把握し、計画づくりの基礎資料とするために、町内在住の小中学生を対象にしたアンケート調査を実施しました。

■子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

調査対象	配付・回収方法	実施時期	配付数	回収数(率)
就学前児童保護者	町立保育所在籍児は保育所を通じて配付(それ以外は郵送)、保育所・郵送・Web を通じて回収	令和6年3月	219 票	92 票 (42.0%)
小学生保護者	学校を通じて配付、学校・郵送・Web を通じて回収	令和6年3月	267 票	115 票 (43.1%)

■子ども・子育て支援事業計画策定のための子どもアンケート調査

調査対象	配付・回収方法	実施時期	配付数	回収数(率)
小学5年生	学校を通じて、二次元コードから回答フォームに誘導	令和6年9月	66 票	65 票 (98.5%)
中学2年生	学校を通じて、二次元コードから回答フォームに誘導	令和6年9月	81 票	71 票 (87.7%)

※回収率は小数第2位で四捨五入して表記しています。

■掲載している調査結果の留意点

- 図表中における n は回答者数を表します。また、設問には対象者が限定されている設問や、前問に答えた人のみが答える「限定設問」があり、設問ごとに「回答者数」は異なります。
- 設問には1つのみ答える単数回答と、「あてはまるもの全て」などの回答を求める複数回答があり、複数回答の設問では、表記の割合の回答者数が 100%を超えます。
- 図表中における割合は選択肢ごとに小数第2位で四捨五入しているため、図表中に表記した合計と、各選択肢の割合を合計した値が一致しない場合があります。
- 複数回答の設問における無回答、年齢・学年別集計結果における年齢無回答については、表記を省略しています。

(1) 子どもを取り巻く家庭環境について

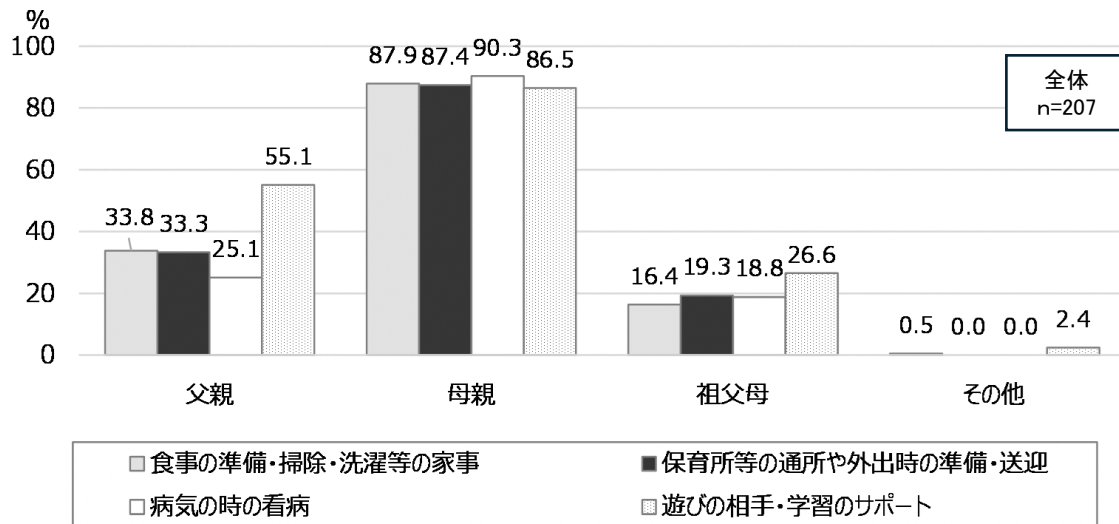
お子さんに関わる家事・育児の担当について、母親はいずれも9割近くが担っていると回答があった一方、父親は家事によって差がみられ、町全体をみると、「食事の準備・掃除・洗濯等の家事」、「保育所等の通所や外出時の準備・送迎」では3割強、「病気の時の看病」では2割半ば、「遊びの相手・学習のサポート」では5割半ばとなっています。

半数以上の家庭において、「食事の準備・掃除・洗濯等の家事」、「保育所等の通所や外出時の準備・送迎」、「病気の時の看病」の対応が母親に集中していることがうかがわれます。

また、2割前後の家庭で祖父母等の協力が得られていることがうかがわれます。

■お子さんに関わる家事・育児の主な担当者

資料：第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査



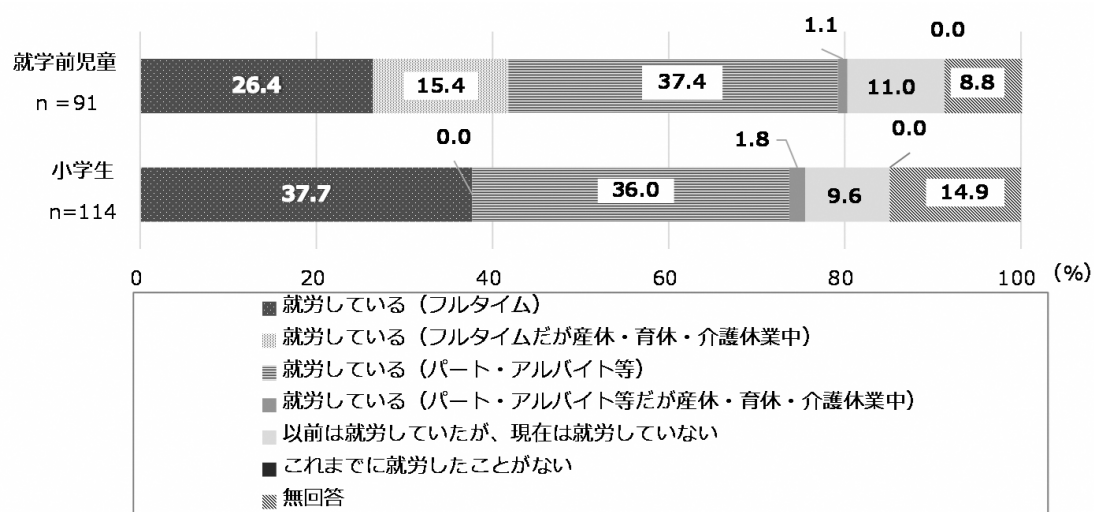
(2) 保護者の就労状況について

母親の就労状況については、休業中の方も含めると就学前児童保護者については4割強がフルタイムでの就労、4割弱がパート・アルバイト等での就労、小学生保護者については4割弱がフルタイムでの就労、4割弱がパート・アルバイト等での就労をしており、あわせると、就学前児童保護者・小学生保護者ともに8割が就労している状況です。

父親の就労状況については、就学前児童保護者・小学生保護者ともに9割がフルタイムでの就労をしている状況です。

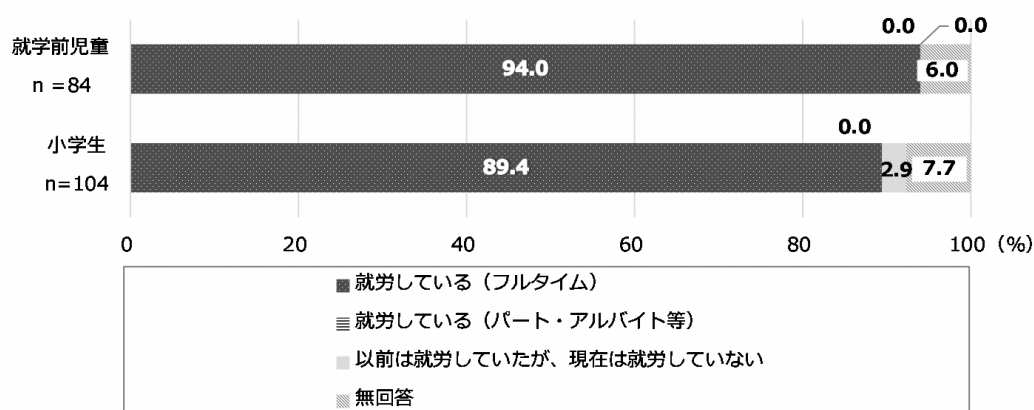
■母親の就労状況

資料：第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査



■父親の就労状況

資料：第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査



※「就労している」父親で、育休や介護休業中の方はいませんでした。上図からは省略しています。

アンケートで回答のあった保護者の就労状況から、就学前の子どもの父母の有無、父母の現在の就労状況などを類型化した結果（以下「家庭類型」とします）は、下表のとおりです。

就学前児童保護者については、町全体をみると、現状では、「ひとり親家庭」が9.5%、「共働き家庭（タイプB・タイプC・タイプE）」が72.2%、専業主婦（夫）家庭が10.3%となっています。

また、潜在的な家庭類型では、「共働き家庭（タイプB・タイプC・タイプE）」が73.8%、専業主婦（夫）家庭が8.7%となり、専業主婦（夫）家庭のうち、約1%は共働き家庭となることが想定されますが、就労状況について現状と潜在に大差はないと考えられます。

■就学前児童保護者の家庭類型

資料：第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

		0歳児		1歳児		2歳児		3～5歳児		全体	
		現在	潜在	現在	潜在	現在	潜在	現在	潜在	現在	潜在
タイプA（ひとり親家庭）	人数	1	1	0	0	1	1	10	10	12	12
	割合（%）	5.6	5.6	0.0	0.0	5.9	5.9	13.5	13.5	9.5	9.5
タイプB（フルタイム×フルタイム）	人数	11	11	7	7	4	5	25	26	47	49
	割合（%）	61.1	61.1	58.3	58.3	23.5	29.4	33.8	35.1	37.3	38.9
タイプC（フルタイム×パートタイム）	人数	3	3	1	1	8	7	31	32	44	44
	割合（%）	16.7	16.7	8.3	8.3	47.1	41.2	41.9	43.2	34.9	34.9
タイプD（専業主婦（夫）家庭）	人数	2	2	2	2	4	4	5	3	13	11
	割合（%）	11.1	11.1	16.7	16.7	23.5	23.5	6.8	4.1	10.3	8.7
タイプE（パートタイム×パートタイム）	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合（%）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
タイプF（無業×無業）	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合（%）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	人数	1	1	2	2	0	0	3	3	10	10
	割合（%）	5.6	5.6	16.7	16.7	0.0	0.0	4.1	4.1	7.9	7.9
回答者数	人数	18	18	12	12	17	17	74	74	126	126

※潜在的な家庭類型とは、アンケートで回答のあった現在パートタイムの方の「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」、現在就労していない方の「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が実現した場合を踏まえた分類となります。

小学生保護者については、町全体をみると、現状では、「ひとり親家庭」が10.5%、「共働き家庭（タイプB・タイプC・タイプE）」が67.2%、専業主婦（夫）家庭が10.5%となっています。

また、潜在的な家庭類型では、「共働き家庭（タイプB・タイプC・タイプE）」が70.7%、専業主婦（夫）家庭が7.0%となり、専業主婦（夫）家庭のうち、約3%は共働き家庭となることが想定されますが、就労状況について現状と潜在に大差はないと考えられます。

■小学生保護者の家庭類型

資料：第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

		低学年		高学年		全体	
		現在	潜在	現在	潜在	現在	潜在
タイプA（ひとり親家庭）	人数	8	8	6	6	15	15
	割合（%）	13.3	13.3	9.4	9.4	10.5	10.5
タイプB（フルタイム×フルタイム）	人数	19	20	25	28	48	52
	割合（%）	31.7	33.3	39.1	43.8	33.6	36.4
タイプC（フルタイム×パートタイム）	人数	21	23	23	22	48	49
	割合（%）	35.0	38.3	35.9	34.4	33.6	34.3
タイプD（専業主婦（夫）家庭）	人数	7	4	7	5	15	10
	割合（%）	11.7	6.7	10.9	7.8	10.5	7.0
タイプE（パートタイム×パートタイム）	人数	0	0	0	0	0	0
	割合（%）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
タイプF（無業×無業）	人数	0	0	0	0	0	0
	割合（%）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答	人数	5	5	3	3	17	17
	割合（%）	8.3	8.3	4.7	4.7	11.9	11.9
回答者数	人数	60	60	64	64	143	143

(3) 白子町の子育て支援について

平日の定期的な教育・保育事業（保育所等）の利用が希望どおりできているかについて、年齢別に集計した結果が下表のとおり ですとなります。

「できていない」と回答した方は、3～5歳児にはいませんでしたが、0歳児の22.2%、1歳児の25.0%、2歳児の11.8%となっています。

なお、できていない方の希望の内訳をみると、未就園の方による保育所等の利用希望、保育所利用の方による時間延長希望がみられました。

■平日の教育・保育事業の利用は希望どおりか／就学前児童保護者のみ対象

資料：第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

		0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	全体
できている	人数	9	7	12	65	93
	割合 (%)	50.0	58.3	70.6	87.8	73.8
できていない	人数	4	3	2	0	9
	割合 (%)	22.2	25.0	11.8	0.0	7.1
無回答	人数	5	2	3	9	24
	割合 (%)	27.8	16.7	17.6	12.2	19.0
回答者数	人数	18	12	17	74	126

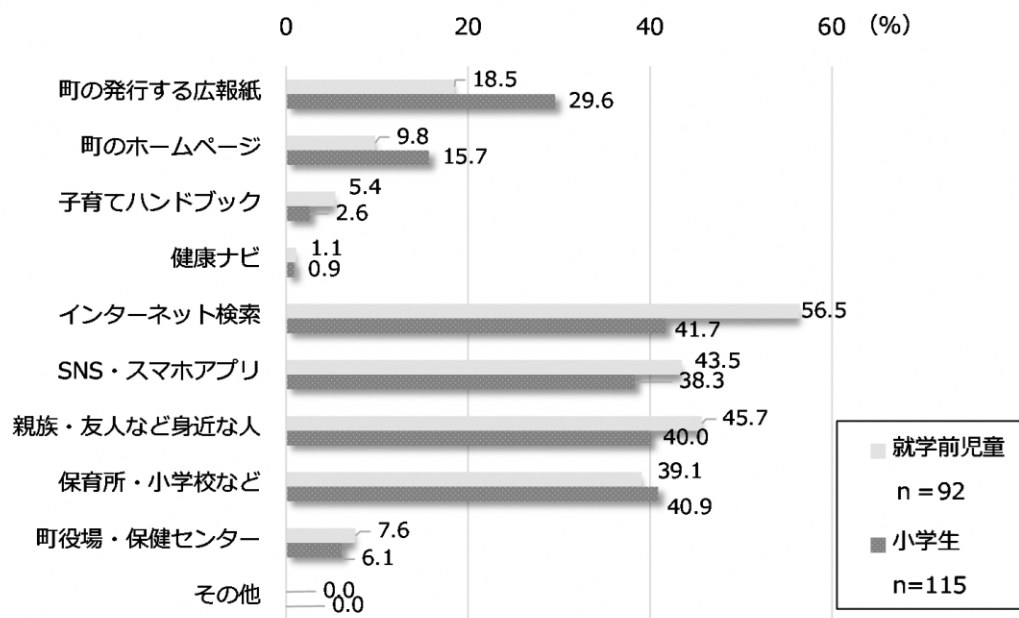
子育てに関する情報の入手先としては、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「インターネット検索」が多くなっています。また、「SNS・スマホアプリ」、「親族・友人など身近な人」、「保育所・小学校など」も多く4割前後となっています。

町に発信してほしい情報としては、就学前児童保護者では「近隣の医療機関の情報」、「子育てに関するイベント情報」、「児童手当など公的な経済支援に関する情報」が多く4割を超えています。

小学生保護者では「児童手当など公的な経済支援に関する情報」、「学校の情報」が多く4割を超えています。

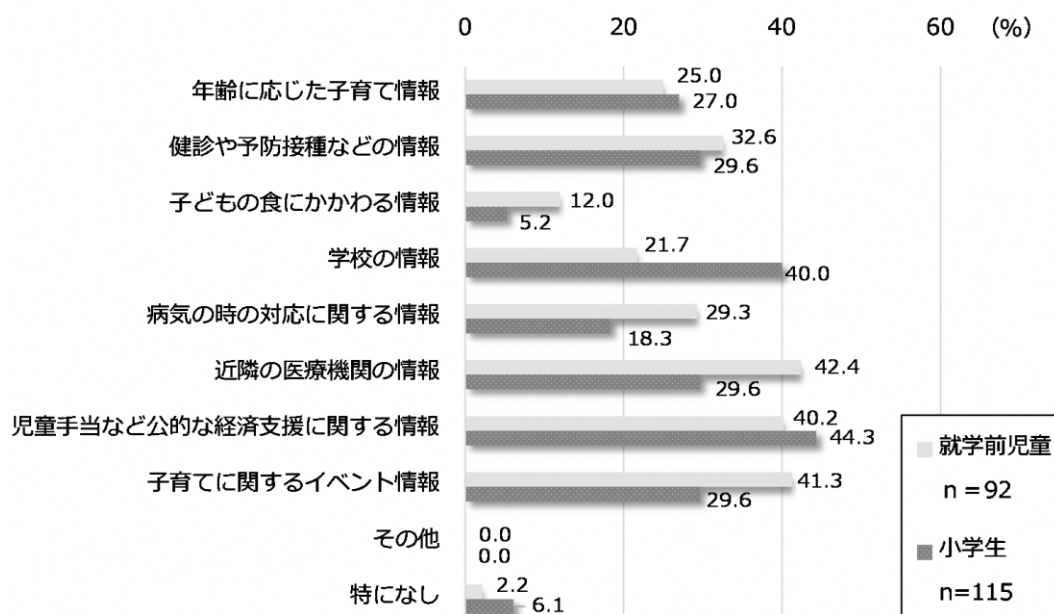
■子育てに関する情報の入手先

資料：第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査



■町に発信してほしい情報

資料：第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

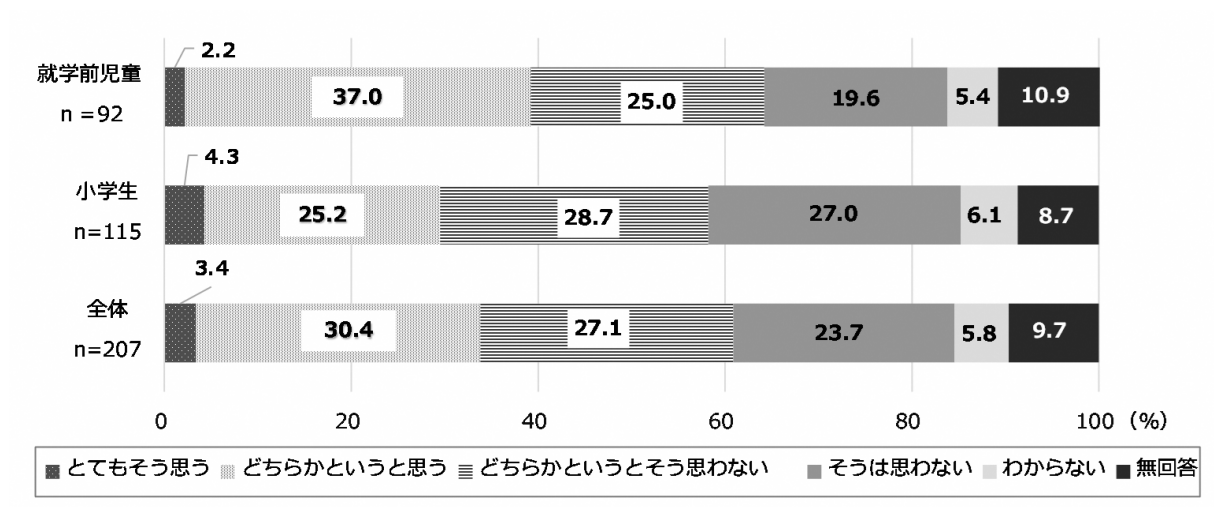


(4)子育てしやすいまちづくりについて

白子町が子育てしやすい環境であるかどうかについて聞いたところ、「とてもそう思う」・「どちらかというと思う」と回答した割合をあわせると、就学前児童保護者では4割弱、小学生保護者では3割弱となっています。一方、「どちらかというと思わない」・「そうは思わない」と回答した割合をあわせると、就学前児童保護者で4割強、小学生保護者で5割強となっています。

■白子町は子育てしやすい環境であるか

資料：第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

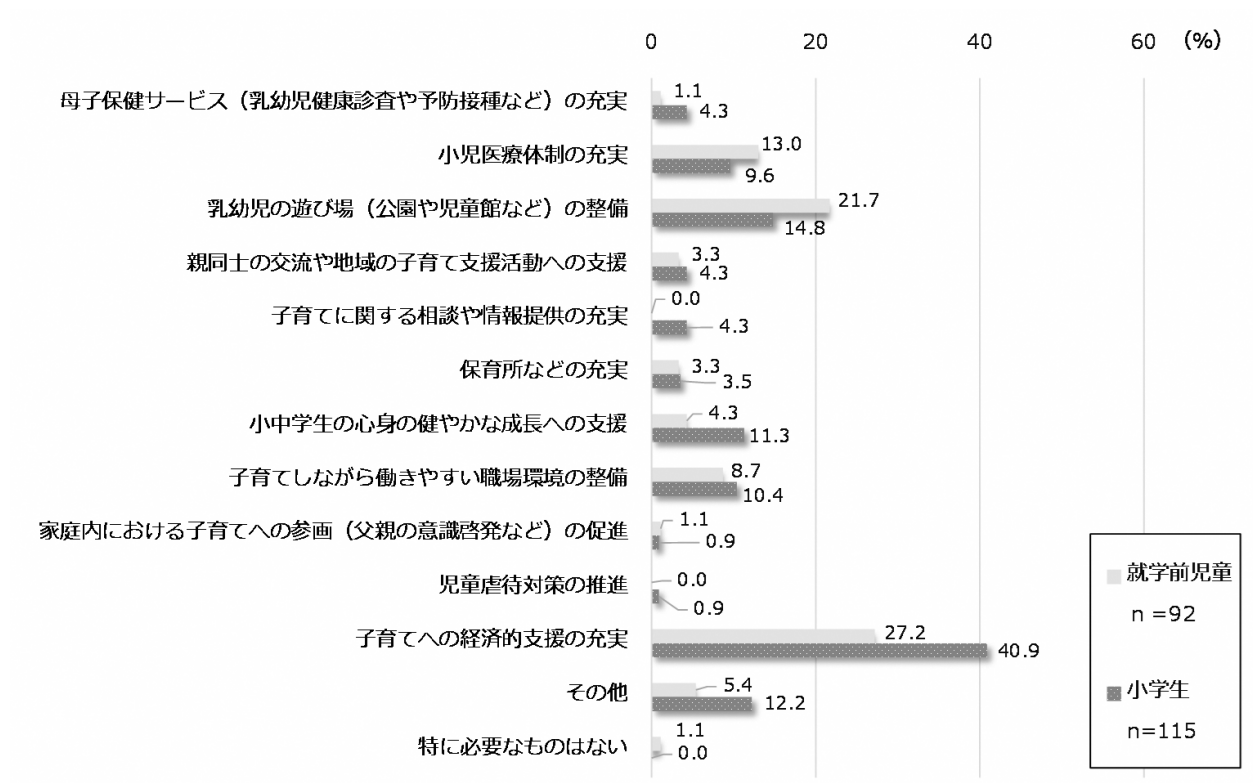


子育てのために今後重要だと思うことについて、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「子育てへの経済的支援の充実」が最も多くなっており、就学前児童保護者では3割弱、小学生保護者では4割から回答がありました。

また、就学前児童保護者では「乳幼児の遊び場の整備」も多く2割から回答がありました。

■子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思うこと

資料：第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査



(5) 小中学生の居場所等について

下表は、「自分の家や親せきの家」、「学校」、「現在、住んでいる地域」、「インターネット空間」の4つの場ごとに、「居場所になっている」（ほっとできる場所、安心できる場所）、「相談できる人がいる」（何でも悩みを相談できる人がいる）、「助けてくれる人がいる」（困ったときは助けてくれる）の3項目について、「そう思う」及び「どちらかといえば、そう思う」と回答した割合を示しています。

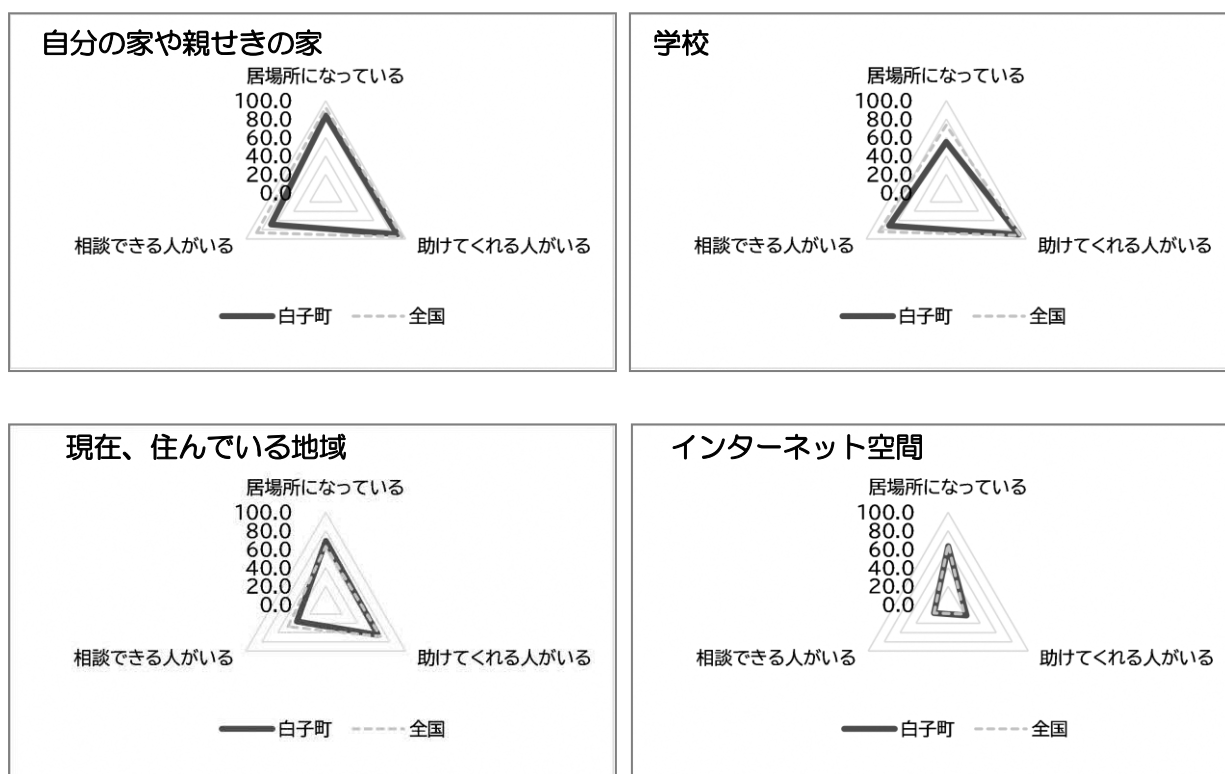
「居場所になっている」場として「そう思う」及び「どちらかといえば、そう思う」と回答があった割合は、「自分の家や親せきの家」は8割強、「学校」は5割半ば、「現在、住んでいる地域」は7割弱、「インターネット空間」は6割強となっています。なお、本町は「学校」が全国値と比べて低く、「現在、住んでいる地域」が全国値と比べて高い傾向となっています。

■場に対する認識について

資料：第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のための子どもアンケート調査

	白子町			全国※1		
	居場所になっている	助けてくれる人がいる	相談できる人がいる	居場所になっている	助けてくれる人がいる	相談できる人がいる
自分の家や親せきの家	83.8	89.7	68.4	92.5	95.8	86.5
学校	55.1	90.4	71.3	73.3	92.5	84.2
現在、住んでいる地域	69.1	65.4	36.0	63.0	68.5	47.2
インターネット空間	63.2	22.8	17.6	65.4	19.9	17.7

※1：全国値は、内閣府が令和4年11月に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」（10～14歳対象）を参考としている。

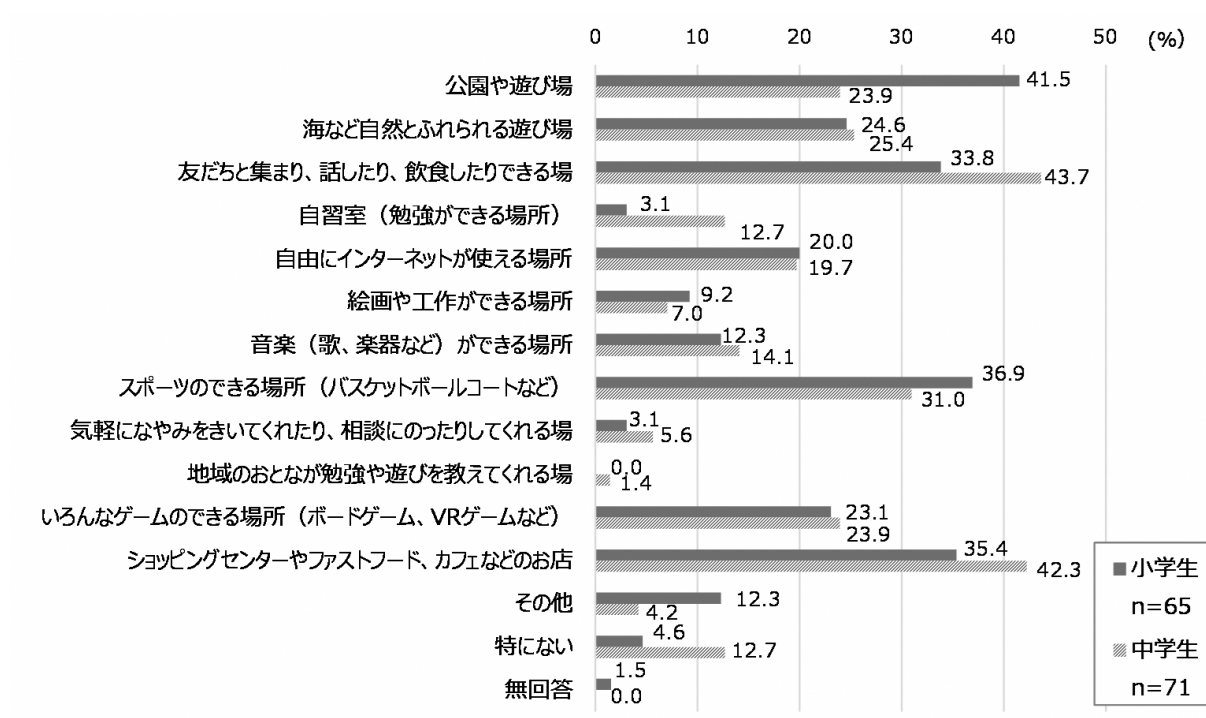


学校以外で過ごす場所として、白子町にあるといいと思う場所としては、小学生では「公園や遊び場」がもっとも多く、「スポーツのできる場所」、「ショッピングセンターやファストフード、カフェなどのお店」と続きます。中学生では「友だちと集まり、話したり、飲食したりできる場」がもっとも多く、「ショッピングセンターやファストフード、カフェなどのお店」、「スポーツのできる場所」と続きます。

身体を動かすことのできる遊び場や、飲食などしながら友だちと交流のできる場のニーズが高いことがうかがわれます。

■白子町にあったらいいと思う場所

資料：第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のための子どもアンケート調査



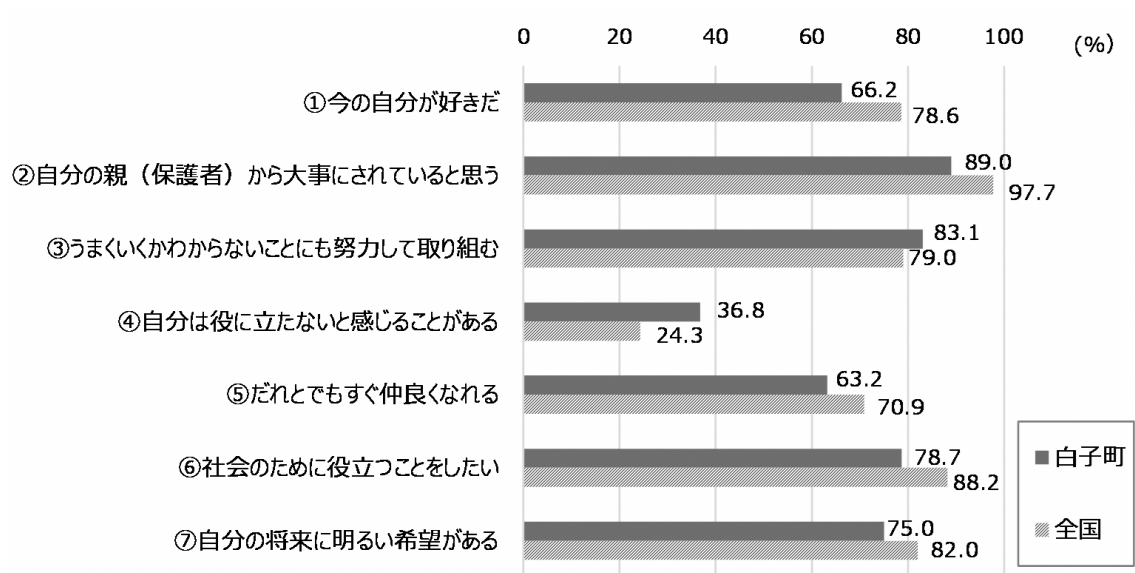
（６）小中学生の自己認識について

下図は、自己に関する７項目について、「そう思う」及び「どちらかといえば、そう思う」と回答した割合を示しています。

本町の結果と全国値とを比較すると、「自分は役に立たないと感じることがある」、「うまくいくかわからないことにも努力して取り組む」と思っている生徒の割合は全国値よりも高くなっていますが、それ以外の項目では全国値よりも低くなっています。特に「今の自分が好きだ」と思っている生徒の割合が低い一方、「自分は役に立たないと感じることがある」と思っている生徒の割合が高い傾向があり、本町の結果と全国値では 10%以上の差があります。

■自己認識について

資料：第３期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のための子どもアンケート調査



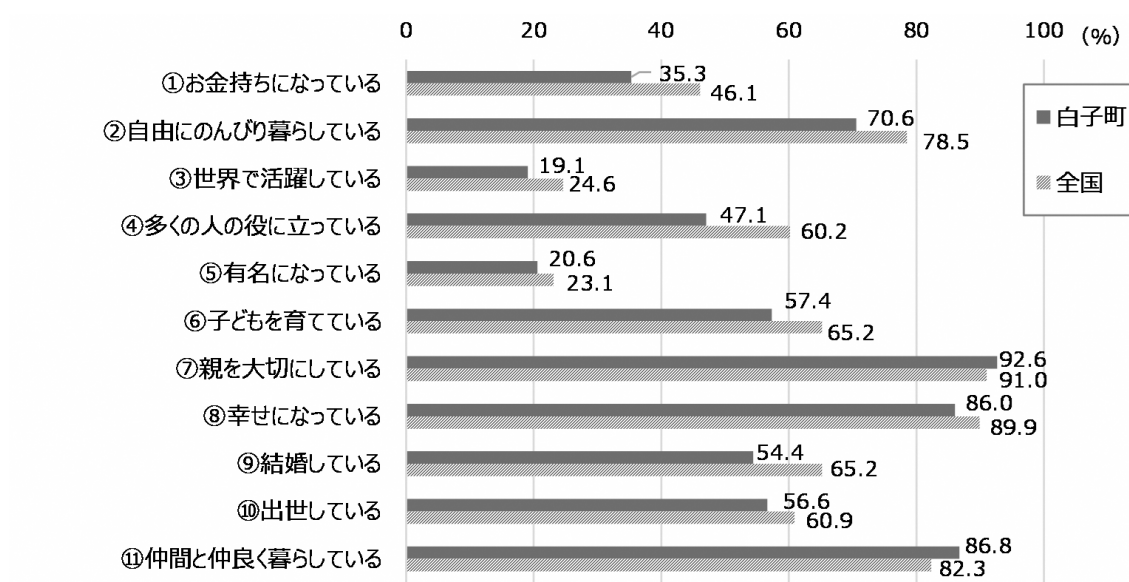
下図は、将来に関する 11 項目について、「そう思う」及び「どちらかといえ
ば、そう思う」と回答した割合を示しています。

本町の結果と全国値とを比較すると、「そう思う」及び「どちらかといえ
ば、そう思う」と回答した割合は、「親を大切にしている」、「仲間と仲良く
暮らしている」を除く 9 項目で全国値を下回っています。

特に、「お金持ちになっている」、「多くの人の役に立っている」、「結婚
している」に対して「そう思う」及び「どちらかといえ、そう思う」と回答
した割合が低い傾向がみられます。

■将来（おとなになったとき）について

資料：第 3 期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のための子どもアンケート調査

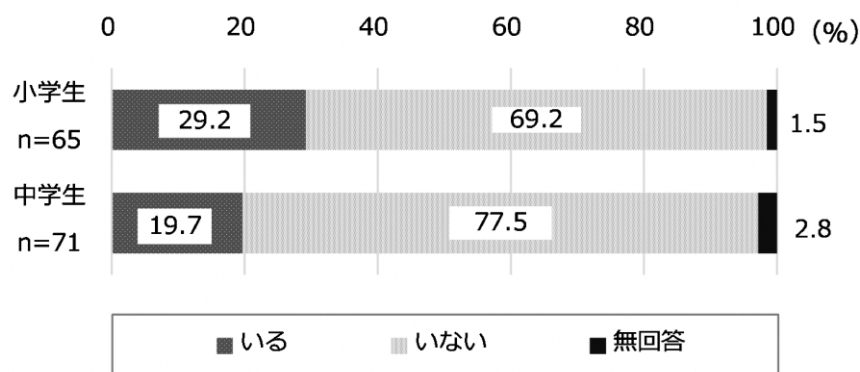


家族の中にお世話をしている人が「いる」と回答のあった割合は、小学生の3割弱、中学生の2割弱となっています。

「いる」と回答した生徒に対し、「やりたいけど、できていないこと」について聞いたところ、「学校に行きたくても行けない」、「どうしても学校を遅刻・早退してしまう」を選択した生徒はいませんでした。宿題、睡眠や友だちとの交流等に支障を感じている生徒が一部にみられました。

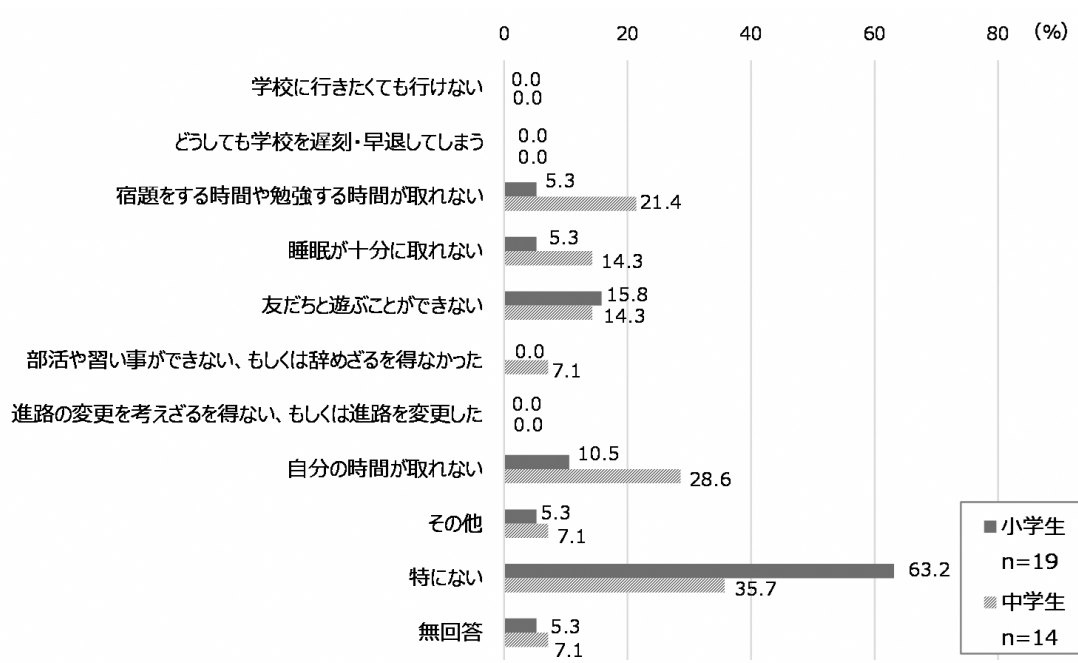
■家族の中にお世話をしている人の存在の有無

資料：第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のための子どもアンケート調査



■お世話をしていることで、やりたいけど、できていないこと

資料：第3期白子町子ども・子育て支援事業計画策定のための子どもアンケート調査



※小学生では「進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変更した」の選択肢は未実施。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本町の「第2期計画」では、「育てよう 夢いっぱい 笑顔あふれる 白子の子どもたち～人と人を繋ぐ、子育て応援体制の推進～」を基本理念とし、子育て応援のためのネットワークづくりに向けて取組を強化し、子どもたちが夢を持ち、笑顔があふれる日々を過ごせるようなまちを目指し、計画を推進してまいりました。

しかし、保護者のライフスタイルや就労形態の多様化、経済状況の変化などにより、子どもを取り巻く環境は多様化が進んでいます。このような中、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目ない支援を行っていくことが必要です。

これらを踏まえ、本計画では、これまで進めてきた計画の考え方を継承するとともに、子どもの育ちを切れ目なく支えていくため、基本理念を次のとおり定めます。

■基本理念

育てよう 夢いっぱい 笑顔あふれる 白子の子どもたち
～子ども・子育て世帯への切れ目ない支援の推進～

第2節 計画期間の将来推計人口

本町の令和6年4月1日の小学生以下の子どもの人口は633人（就学前児童243人、小学生390人）となっています。

推計人口からは、令和11年には493人（就学前児童207人、小学生286人）に減少することが見込まれます。

■小学生以下（11歳以下）人口の推移

資料：住民基本台帳（4月1日）及び推計値※

区分	年齢	実績	推計				
		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
就学前児童	0歳	31	32	32	32	32	32
	1歳	41	34	35	35	35	35
	2歳	31	41	34	35	35	35
	3歳	44	32	43	35	36	36
	4歳	35	43	32	42	34	35
	5歳	61	35	43	32	42	34
	小計	243	217	219	211	214	207
小学生	6歳	62	65	37	45	33	44
	7歳	50	62	65	37	45	33
	8歳	66	49	60	64	36	44
	9歳	75	67	50	61	65	37
	10歳	64	75	66	49	62	64
	11歳	73	68	78	70	53	64
	小計	390	386	356	326	294	286
合計		633	603	575	537	508	493

※コーホート変化率法により、令和2～6年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに推計。なお、コーホート変化率法とは、同じ期間に生まれた人々の集団について過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

第3節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案した「教育・保育提供区域」ごとに、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みやその確保の内容を設定することが「子ども・子育て支援法」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、本町には、保育所が3か所、学童保育が3か所ありますが、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

第4章 分野別施策の展開

分野別施策については、以下の5つの基本目標に基づき、推進に努めていきます。

基本目標1 地域における子育て支援体制の充実

共働き世帯やひとり親世帯、もしくは頼るべき人がいない子育て家庭など、全ての子育て家庭が、安心して子育てをすることができるよう、多様な子育て支援の充実に努めます。子育ての当事者である親や子ども自身も含めた地域住民と、子育てに関わる地域住民・行政・関係機関が互いに連携し合えるようなネットワークづくりのため、情報提供や相談体制の強化に努めます。

基本目標2 親子の健康と成長への支援

妊娠期から幼児期まで、親と子どもの健やかな育ちのために、健診や予防接種をはじめとする保健サービスの充実に努めます。また、小児医療体制の充実に努めます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長へ向けた教育環境の整備

子どもの心身の健やかな成長のために、保育所・小学校が連携して、様々な体験学習などを取り入れながら、「生きる力」の育成に努めます。

基本目標4 安心して子育てができる環境づくり

子どもの健やかな育ちのためには、子どもと子育て家庭を取り巻く地域環境の充実が大切です。交通事故、犯罪、自然災害など、子どもを取り巻く環境には、危険が潜んでいます。子どもが安全に過ごせ、子育てしやすいまちづくりのために、住環境、生活環境、就労環境の整備や、意識の啓発に努めます。

基本目標5 特別な支援が必要な家庭へのきめ細かな取組の推進

ひとり親家庭や、障がい児を持つ家庭など、特別な支援が必要な家庭に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援に努めていきます。また、児童虐待など、家庭の抱える問題に対し、早期発見・早期対応ができるような連携体制の確立に努めていきます。

■施策体系図

■基本理念

育てよう 夢いっぱい
笑顔あふれる 白子の子どもたち
～子ども・子育て世帯への切れ目ない支援の推進～

■基本目標 1

地域における子育て支援体制の充実

- ①就学前の教育・保育の提供
- ②地域における子育て支援サービスの充実
- ③子育てネットワークづくりに向けた支援の充実
- ④児童・生徒の健全育成
- ⑤経済的支援の充実

■基本目標 2

親子の健康と成長への支援

- ①子どもと親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③小児医療体制の充実

■基本目標 3

子どもの心身の健やかな成長へ
向けた教育環境の整備

- ①次代の親の育成
- ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③信頼される学校づくり
- ④家庭や地域の教育力の向上
- ⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ⑥子どもの権利づくりの推進

■基本目標 4

安心して子育てができる環境づくり

- ①良好な住宅と居住環境の確保
- ②豊かなまちづくりの推進等
- ③多様な働き方の実現及び見直し等
- ④子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

■基本目標 5

特別な支援が必要な家庭への
きめ細かな取組の推進

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②障がい児施策の充実
- ③ひとり親家庭の自立支援の推進

第1節 地域における子育て支援体制の充実

(1) 就学前の教育・保育の提供

現状・今後の方向性

本町では、保育所3か所において、就学前の教育・保育を提供しており、地域の子育て支援の拠点としても機能しています。

子どものいる世帯数は減少していますが、その一方で共働き家庭の割合は高まっており、特に3歳未満児の入所が増加しています。しかし、保育士の確保が困難な状況が続いているため、0歳児の途中入所を受け入れられない場合があります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、保育所での交流事業が中止となった年もありましたが、令和5年度からは再開しています。

今後は、保育士の確保に努めるとともに、3つの保育所の統合や認定こども園への移行を含めた保育施設の在り方について、保護者などの意見を聴取しながら検討・計画立案を進めていきます。あわせて、令和5年度から再開した交流事業も充実させ、地域との繋がりを深めながら、子どもたちの健やかな成長を支える環境づくりに取り組んでいきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
1	教育・保育事業	住民課	第5章に定める確保策に従い、保育所の整備に努め、児童福祉に努めていきます。
2	延長保育事業	住民課	第5章に定める確保策に従い、保護者の就労・育児の両立を支援していきます。
3	障がい児保育事業	住民課	各保育所において、個々に応じた配慮をする体制に努めています。障がいに応じた細やかな保育に努め、学習会や講演・交流会に積極的に参加できるように配慮します。
4	乳児保育の促進	住民課	関は6か月から、白潟・南白亀は1歳から受け入れています。乳児保育の促進に努めます。
5	一時預かり事業	住民課	第5章に定める確保策に従い、子育て支援の充実を図っていきます。
6	保育所子育て支援事業	住民課	地域の子育ての拠点である保育所は、子育て支援センターとしての機能を発揮し、誰もが安心して子どもを産み育てられる地域社会の構築を目指しています。園庭開放や育児相談、ふれあい広場などを通じて在宅児と保育所児童の交流を促進するとともに、食育にも力を入れています。今後も、こうした保育所子育て支援の充実に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
7	特色ある保育事業	住民課	子どもの創造性や感性を育むため、年齢に合わせた特色ある幼児教育・保育活動を実施します。3歳児クラスでは、食生活習慣の基本を身につけることを目的とした食育教室を行います。5歳児クラスでは、運動能力や体力の向上を目的とした運動教室とダンス教室を実施します。さらに、4歳児クラスと5歳児クラスでは、学びの場を広げる取組として英語教室を開き、遊びや歌を通じて英語に親しむ機会を提供します。あわせて、学習教材を活用し、鉛筆に慣れ親しむことから始め、ひらがなや数の読み書きの習得を目指します。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

現状・今後の方向性

本町では、病児保育や、小学生を対象とした放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施しています。学童保育については、各小学校区に1施設開設しており、令和4年度までは保護者会による運営となっていました。令和5年度からは町による運営に移行しています。

運営主体の移行により、保護者の負担が軽減されたとの声がある一方で、より利用しやすい環境を求める声も寄せられています。そのため、引き続き保護者のニーズを踏まえながら、負担軽減に向けた取組の検討を進めるとともに児童がより充実した時間を過ごせるよう環境整備に努めます。

また、小学校の統廃合を見据え、学童保育の施設や運営等についても検討を重ねていく必要があります。

N0	事業名	担当課	事業内容
8	病児保育事業	住民課	第5章に定める確保策に従い、今後も広く町民に周知を図り、継続して支援していきます。
9	放課後児童健全育成事業（学童保育）	住民課	第5章に定める確保策に従い、今後も継続維持に努めます。

(3) 子育てネットワークづくりに向けた支援の充実

現状・今後の方向性

本町では、子育て世代包括支援センターを中心とした相談体制を整備するとともに、子育てハンドブックの配付、「子育て応援ナビ」や各種健診等の機会を通じた子育てに関する情報提供に努めています。

「子育て応援ナビ」は、令和5年9月よりアプリ版も提供しており、令和6年5月末時点での登録者数は約340名となっています。

アンケート調査結果では、保護者の子育てに関する情報の入手先として、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「インターネット検索」、「SNS・スマホアプリ」、「親族・友人など身近な人」、「保育所・小学校など」を回答した方が4割前後となっており、周知の強化を図る必要があると言えます。

子育て世代が、安心して子育てできるように、情報提供・相談体制の充実に努めるとともに、住民同士で情報交換・相談ができるようなネットワークの構築へ向けた支援に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
10	子育てハンドブックの配付	住民課 健康福祉課	子育て世代が安心して子育てに取り組むことができるよう、子育てハンドブックを配布します。
11	子育て・健康情報の提供「子育て応援ナビ」	住民課 健康福祉課	「子育て応援ナビ」を通じて、健（検）診やサポート制度、相談窓口等の案内や子どもの予防接種スケジュール管理や、食育情報等を配信します。
12	母子保健事業の情報提供	健康福祉課	乳幼児予防接種事業、母子保健事業の資料を新生児訪問や窓口にて配布しています。今後も内容の充実に努めます。
13	子育て世代包括支援センター	健康福祉課	第5章に定める確保策に従い、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供します。
14	ライフサポートファイルの作成と普及	健康福祉課	子どもの乳幼児期から成人期までのライフステージで、途切れることなく一貫して適切な支援を受けられるように、生育歴や受けてきた支援内容などをライフステージごとに記録・管理できるファイルを長生郡市で作成し普及推進します。
15	子育てサロン「ママニアン」	白子町社会福祉協議会	就学前の親子の交流の場、親の学びの場、子育て相談の場として様々な講座やイベントを開催します。

(4) 児童・生徒の健全育成

現状・今後の方向性

子どもの自主性や社会性を育んでいくためには、子ども同士の触れ合いが重要です。しかし、著しい少子化に伴い、子ども同士の交流の機会が減少していることが懸念されます。

アンケート調査結果からは、小中学生が白子町にあったらいいと思う場所として、身体を動かすことのできる遊び場や、飲食などしながら友だちと交流できる場のニーズが高いことがうかがわれます。

子どもが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる居場所づくりのため、住民課・健康福祉課・教育課・生涯学習課が連携して整備に努めていきます。また、スクールカウンセラーや、教育相談員の配置等、相談体制のさらなる充実に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
16	子ども第三の居場所（開設・運営）事業	企画財政課 住民課	B & G財団の助成事業の「子ども第三の居場所」を官民連携で実施します。特定非営利活動法人みなみひなたのうちが実施主体となり、令和7年度に開設を予定しています。子どもたちが安心して過ごすことのできる「もう一つの家」となる居場所を想定した拠点づくりを進めていきます。
17	児童遊園の維持管理	健康福祉課	児童遊園の整備と安全管理に努めます。
18	生涯学習活動の推進	生涯学習課	自主活動グループの「幼児サークルほっぺ」が毎週金曜日に青少年センターに集い、母親の交流の場となっています。生涯学習活動の拠点施設として、またコミュニティの場としても、町民が利用しやすいよう無料Wi-Fiを継続設置する他、児童用図書の充実を図るなど利便性の向上に努めます。
19	子ども読書活動の推進	生涯学習課	リクエストによる図書の購入、また図書館連携による相互貸借を実施し、読書環境の充実を図ります。 絵本を赤ちゃん（幼児）にプレゼントすることで、親子がふれあいの時間を持つきっかけを作り、子どもが読書への関心や感性を高められるよう取り組みます。
20	美術館・郷土資料館活動の推進	生涯学習課	白子町の文化資料の保存管理を徹底し、来室者へ郷土の歴史や文化について情報発信に努めます。小学生が歴史民俗資料室を訪れ、白子町の歴史と文化を学ぶことで、郷土への愛着と誇りを持てる人材の育成を図ります。
21	スクールカウンセラー配置事業	教育課	千葉県スクールカウンセラー配置事業により、各小中学校にスクールカウンセラーを配置するなど、今後も事業の充実に努めます。
22	不登校対策の整備	教育課	不登校の児童・生徒の早期発見・早期対策を始めるため、今後とも教育相談員を配備し、学校、家庭、関係機関との連携を強化し、不登校対策の充実に努めます。

(5) 経済的支援の充実

現状・今後の方向性

子育てには、教育費、医療費をはじめとして、多くの費用がかかります。本町では、安心して子育てができるように、国の制度に即した支援に加え、子ども医療費や予防接種費用等の助成を行うとともに、新たに在宅育児支援金、学校給食無償化、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金などの支援の拡大を図ってきました。

アンケート調査結果では、「子育てをしやすいまちづくりのために今後重要だと思うこと」について、「子育てへの経済的支援の充実」を回答した割合は、就学前児童保護者の27.2%、小学生保護者の40.9%となっており、特に小学生以上の子育てへの経済的支援の充実に対する関心が高まっていることがうかがわれます。

子どもを持ちたいという願いを十分かなえられるように、また、生まれ育った家庭環境に関わらず子どもが健やかに成長することができるように、子育てへの経済的支援の充実に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
23	幼児教育・保育の無償化	住民課 教育課	国の基準に基づき、3歳～5歳まで、また住民税非課税世帯の0歳～2歳までを対象に幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料について、円滑な給付の実施に努めるとともに、認可外保育施設等の利用者を対象とした子育てのための施設等利用給付の周知に努めます。また、町独自で多子世帯の保育料の軽減を継続して実施します。
24	実費徴収に係る補足給付を行う事業	住民課 教育課	第5章に定める確保策に従い、対象者に給付を行います。
25	児童手当の支給	住民課	国の制度に基づき児童手当の支給を行います。また、本制度の周知に努めます。
26	子ども医療費助成	住民課	医療費の一部を助成することで、子どもの保健対策の向上に努めるとともに子育て支援の促進を図ります。0歳～18歳の高校生等までの子どもを対象に入院及び通院にかかった費用を助成します。
27	子どもの各種予防接種費用の助成	健康福祉課	対象となる年齢の子どもについて、定期予防接種（ロタウイルス・五種混合・BCG・B型肝炎・四種混合・二種混合・麻しん風しん混合・日本脳炎・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘・子宮頸がん）費用の全額及び、任意予防接種（おたふくかぜ・インフルエンザ）費用の一部を助成します。
28	就学援助制度	教育課	生活保護基準見直しに伴い不利益が生じないように配慮し、経済的な理由で就学が困難な、要保護・準要保護世帯の児童・生徒へ、就学に必要な費用の援助を行います。

N0	事業名	担当課	事業内容
29	妊婦のための支援 給付	健康福祉課	安心して出産・子育てができるように妊婦等包括 相談支援事業と組み合わせた経済支援を実施しま す。
30	在宅育児支援金支 給	住民課	児童の保育を家庭で行う在宅育児世帯への経済的 負担の軽減を図るとともに、児童の健全な育成を 支援することを目的に、給付金（児童1人につき 15,000/月）を支給します。
31	学校給食無償化	学校給食セ ンター	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、町内 に住所を有する小中学校の児童・生徒全員の給食 費を無償化します。
32	自転車乗車用ヘル メット購入費補助 金	企画財政課	自転車利用者のヘルメットの着用を促進し、自転 車に係る交通事故による被害を軽減することを目 的とし、ヘルメット1人当たり1個につき、購入 金額の半額（上限2,000円）を補助します。
33	バス通学定期運賃 補助金	企画財政課	教育における経済的負担軽減と定住促進・路線バ ス等の利用促進を図るため、町内在住の学生が通 学に利用するバス通学定期券購入代の一部を補助 します。
34	新生児支援給付金 支給	住民課	子育てをする家庭への応援と経済的負担の軽減を 図るとともに子どもの福祉の向上を目的とし、出 生に対して給付金3万円を支給します。
35	教育ローンの利子 補給	教育課	教育資金の借入者に対し、借入資金の支払利息を 補給します。

第2節 親子の健康と成長への支援

(1) 子どもと親の健康の確保

現状・今後の方向性

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通して子どもが心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制の整備を図ります。また、安全・快適に妊娠・出産ができる環境づくりを推進し、子どもと親の健康の確保に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
36	プレコンセプションケア（葉酸サプリ配付）事業	健康福祉課	妊娠を希望している女性や妊娠中の女性にとって重要な栄養素である葉酸のサプリメントを希望者（妊娠を希望する女性は150日分、母子健康手帳の交付を受けている女性は75日分）に配付します。
37	母子健康手帳等の交付	健康福祉課	妊娠、出産、子どもの成長記録として全ての親子が活用できるよう、母子健康手帳を健康づくりセンターにて交付しています。第5章に定める確保策に従い、交付に際しては、母子健康手帳の使い方の説明、母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、妊婦乳児健康診査受診票の使い方の説明に努めます。
38	妊婦健康診査の実施	健康福祉課	第5章に定める確保策に従い、妊婦健診（14回）の活用について、母子健康手帳の交付時に説明し、診査の充実に努めます。
39	母親父親教室の開催	健康福祉課	初産、経産婦を問わず、妊婦とその配偶者を対象とし、ママパパ教室を年4回実施しています。今後も内容の充実に努めます。
40	新生児・妊産婦訪問指導	健康福祉課	第5章に定める確保策に従い、産後うつの発見・育児不安の軽減の目的から、全数把握を目標に訪問を実施しています。今後も内容の充実に努めます。
41	乳幼児訪問指導の実施	健康福祉課	乳幼児健診や育児不安等の相談後に継続した個別指導が必要な乳幼児に対し、訪問、電話相談を実施し、育児不安の軽減、虐待の早期発見に努めます。
42	乳幼児健康診査の実施	健康福祉課	乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、治療のために、医療機関において、3～6か月児、9～11か月児、町において乳児（4・7・12か月児）、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査を実施しています。今後も内容の充実に努めます。
43	乳幼児健康相談の実施	健康福祉課	毎月の乳児健康診査及び1歳6か月児、3歳児健康診査時に個別相談も実施しています。今後も内容の充実に努めます。

	事業名	担当課	事業内容
44	乳幼児の育成指導事業の実施	健康福祉課 住民課	乳幼児健診で経過観察が必要な乳幼児に対し、電話、訪問や保育所との連携により、継続した支援を行っています。また、必要に応じて、個別発達相談を紹介しています。今後も乳幼児の育成指導事業の充実に努めます。
45	歯科健康診査等の実施	健康福祉課	1歳6か月児、3歳児健康診査時に歯科医師による歯科健康診査を実施しています。また、保護者の歯に対する関心を高め、歯みがき習慣を身につけるため、歯科衛生士による個別指導を実施しています。今後も内容の充実に努めます。
46	フッ化物洗口事業	住民課 教育課	虫歯予防のために、保育所年長児、小学校6年生の希望者を対象にフッ化物洗口を実施します。
47	予防接種の実施	健康福祉課	国の指針に基づき、内容の充実に努め、周知を徹底することにより、さらなる接種率の向上を図ります。
48	健幸スマイルスタジオ	健康福祉課	妊婦・未就学児の母親を対象に運動と交流を目的とした教室を実施します。
49	産後ケア事業	健康福祉課	第5章に定める確保策に従い、産後1年未満の母子の生活を応援するため実施します。

(2) 食育の推進

現状・今後の方向性

本町では、食と健康づくり推進員（令和6年度時点28人）の協力を得ながら、離乳食教室や親子料理教室などの活動を通じて、食の大切さや楽しさを伝えています。

保育所では、令和3年度より完全給食を実施しており、令和5年度からは3歳児を対象に、保育所栄養士・調理師・町栄養士が連携した食育事業も展開しています。さらに、保育所や小学校では、地元産の食材を積極的に取り入れるとともに、アレルギーなどへの配慮にも力を入れています。加えて、学習田・畑での苗植えや収穫体験、JA 青年部との交流などを通して、子どもたちが地元への愛着を深め、食のありがたさを実感できるような取組も推進しています。

これまでの取組を維持しつつ、さらなる食育の充実に向けて、関係機関との連携を一層強化していきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
50	離乳食教室	健康福祉課	4～6か月児（年4回）、12～14 か月児（年4回）の保護者を対象に離乳食教室を実施します。今後も内容の充実に努めます。
51	保育所給食の推進	住民課	保育所に栄養士を配置し、給食に地元産の食材や、和食を中心とした献立を取り入れる等工夫に努めるとともに、保護者との情報交換を密にし、乳児の成長に合わせた離乳食の進め方や、個々に応じたアレルギー対応をしていきます。また、楽しい食事やバランスの良い栄養の大切さを、紙芝居や食育の替え歌等を通じて保育所児童にも親しみやすい形で教えていきます。さらに、感染症等の予防対策として、手洗いチェッカーを使用した手洗い指導や、箸の正しい持ち方・使い方等を楽しく教えながら、保育所給食の充実に努めます。子どもだけでなく、保護者にも発信していきます。
52	学校給食の推進	学校給食センター	ドライ方式による衛生面を考慮した給食の提供を行います。またアレルギー室を活用し、より安全にアレルギーのある児童・生徒への代替食及び除去食の提供に取り組めます。地産地消においては、地元生産者で構成される材料委員会を年3回開催し、誰がどんな作物をつくるか協議を重ね、年平均で50%を目標に推進を図ります。併せて世界遺産にも登録された和食での給食提供を推進します。
53	食と健康づくり推進員の活動	健康福祉課	町の特産品を使った料理の普及推進活動を実施しており、今後も活動の充実に努めます。食習慣の基礎づくりとして、楽しみながら食の大切さを学んでもらうため、「親子料理教室」の開催に努めます。

(3) 小児医療体制の充実

現状・今後の方向性

小児医療の充実・確保に取り組むことは、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境の基盤となります。本町では、医療機関の適正利用を促すため、医師による子ども救急講習会を輪番で毎年1か所の保育所で実施しています。

引き続き、地域医療体制の確保に取り組んでいきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
54	地域医療体制の整備	健康福祉課	地域医療体制の整備に努めます。
55	休日・夜間医療体制の整備	健康福祉課	今後も休日・夜間医療体制の整備を図るため、関係各機関とのさらなる連携に努めます。
56	第2次救急医療体制の整備	健康福祉課	今後も第2次救急医療体制の整備を図るため、小児救急との連携整備に努めます。

第3節 子どもの心身の健やかな成長へ向けた教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

現状・今後の方向性

次代の親である子どもたちが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った取組を進める必要があります。

本町では、将来親となる子どもたちが豊かな人間性を育み、自立して家庭を築く力を養うため、小学生による保育所行事への参加や中学生の職場体験等の機会を設けています。これらの活動は、コロナ禍で一時自粛していましたが、現在は再開しています。また、結婚を希望しながら出会いの機会に恵まれない男女に対しても、将来の親を支える基盤として、長柄町と合同でお見合いやイベントの開催など、出会いの場づくりを積極的に進めています。

アンケート結果では、将来「子どもを育てている」ことに対し、「そう思う」及び「どちらかといえば、そう思う」と回答した割合は小中学生の6割弱にとどまり、全国値よりも低い傾向が見られます。

今後も、世代間交流や体験活動を通じて、自立して家庭を築くことや子どもを産み育てることの大切さを伝えとともに、結婚を希望する方々への出会いの場の提供など、幅広い支援に努めていきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
57	小学生と保育所児童との交流	教育課 住民課	小学校での保育所行事における交流を年間計画に位置づけています。今後も、小学生が保育所児童と接する機会の充実に努めます。
58	職業体験の機会の提供	教育課 住民課	生徒一人ひとりの勤労観、職業観等を深めることができるよう、中学校で職場体験を年間計画に位置づけています。今後も、内容の充実に努めます。
59	男女の出会いの場づくり	社会福祉協議会	結婚を希望しながら、出会いの機会に恵まれない男女に対し、結婚・定住・後継者育成に繋げるため、出会いの場の提供などの支援に努めます。多人数のみでなく、少人数で話ができるようにするなど内容の工夫に努めます。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

現状・今後の方向性

学習指導要領では、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した「生きる力」を育んでいくことが示されています。子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、教育環境の整備に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
60	学校基礎学力向上の推進	教育課	授業時数の確保や個に応じた指導の充実を図るとともに、指導と評価の一体化や補充学習を取り入れることで児童・生徒の基礎基本の定着が実現できるよう努めます。
61	総合的な学習充実支援事業	教育課	小中学校において、専門的な知識や技能を有する人材活用を意図的・計画的に取り入れることで、児童・生徒により実感のこもった体験活動の場を設けます。
62	国際理解教育の拡充	教育課	外国人と触れ合う機会を設け、外国語や外国の文化に触れ慣れ親しませる機会を提供し、正しい国際理解の素地を養うことに努めます。小中学校にALTを配置し、中学生の海外交流も継続します。
63	情報教育の充実	教育課	児童・生徒だけでなく、指導者のスキルアップも図り、ICTを活用した魅力的な授業の構築を目指します。
64	障がい児教育（学級）の充実	教育課	ノーマライゼーションを基本とし、障がいのある児童・生徒が小中学校において、障がいの種類や程度に応じて適切な教育が受けられるよう、教育環境の充実に努めます。
65	道徳教育の充実	教育課	道徳の授業時数の確保を行うと同時に、道徳教材を活用し児童・生徒の実生活に即した題材を提示し、道徳教育の充実を図ります。また、道徳教材を保護者にもみてもらうなどの工夫をし、学校と家庭の連携を重視した双方向型の指導を推進します。
66	多様な体験活動の推進	生涯学習課	青少年相談員と連携し、田植えや稲刈りなどの農業体験に加え、町内ではできないキャンプやスキーなどの活動にも取り組み、子どもたちに規律や協調性を学ぶ機会を提供します。これらの体験を通じて、健康でたくましい心と体を兼ね備えた人材の育成を図ります。
67	生徒指導、いじめ・不登校対応、問題行動及び非行の防止	教育課	教育委員会に教育相談員を配置し、気軽に相談できる体制の整備並びに関係機関との連携の強化を図り、個別の課題に柔軟に対応します。
68	運動部活動の支援	教育課	今後も、外部指導員や学校支援ボランティアなどの外部人材を活用するとともに、地域との連携を強め、運動部活動の充実を図ります。

N0	事業名	担当課	事業内容
69	小児生活習慣病の予防	教育課	今後も肥満、偏食、朝食の欠食などの解消に向けた食習慣の改善や栄養・適正体重などに関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、体を使った遊びによる運動不足の解消を呼び掛け健康教育等の充実を図ります。また、予防健診と事前事後指導を継続して行うことにより、小児生活習慣病の予防に努めます。
70	口腔の健康管理	教育課	今後も歯科検診や健康教育等を通して、むし歯予防等の口腔の健康管理の取組に努めます。
71	思春期保健対策の充実	教育課	関係機関との連携及び各学校への聞き取りを通して生徒の性に関する意識等の現状把握に努めるとともに、教職員対象の性教育研修会への参加を促進し性感染症の実態や指導事例に関する知見を深め、命の大切さに関する啓発と男女の相互理解・協力を推進します。

(3) 信頼される学校づくり

現状・今後の方向性

地域に開かれ、信頼される学校を実現するためには、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。

本町では、登下校の見守りボランティア等で地域の方の協力を得ていますが、地域の人材確保が課題となっています。

地域や子どもたちの実情に応じて、主体的に創意工夫のある教育活動の展開に努めていきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
72	学校運営の充実	教育課	今後も開かれた学校づくりを推進するため、地域や学校の実態に応じ、PTA等家庭や地域の人々の協力を得て、学習指導の充実を図ります。また、組織マネジメントを軸に教員の適材適所を判断し、個々の個性、長所を生かせる体制づくりに努め、学校運営全般の活性化を目指します。
73	学校支援ボランティアの活用	教育課	今後もPTA等家庭や地域の人々の協力を得て、環境整備支援、教育活動支援、安全対策支援等の学校支援ボランティアを活用します。
74	少子化に伴う施設の有効活用	教育課	児童・生徒数の減少に伴い生じる学校施設の余裕を、地域に開放するなど有効活用し、開かれた学校づくりを推進します。
75	学校施設の整備	教育課	子どもに安全で豊かな環境を提供するため、必要に応じた校舎の改修など学校施設の整備に努めます。
76	教職員の研修の充実	教育課	今後も時代のニーズと各学校の実態に応じた研修課題を設定し、全職員の共通理解の下、計画的・組織的・継続的な研修活動を推進します。また、教育研究協議会等を設置し教職員の研修の充実に努めます。
77	安全管理の推進	教育課	今後も児童・生徒に安全な環境を提供できるよう地域の関係機関及び関係団体と連携しながら、安全管理に関する取組を進めます。
78	教職員の資質の向上	教育課	今後も小中連携や小小連携を活用し、他校の教職員による授業参観や研究協議などの相互研修や関係機関での教育関係の研修会等に積極的に参加し、教職員の資質向上に努めます。
79	保育所と小学校の連携	教育課 住民課	今後も各地区の状況に応じて定期的に連絡協議会等を開催し、保育所と小学校の交流を深めます。さらに、小1プロブレムへの対応に備え円滑な移行が可能となるよう、日頃からの連携強化を図ります。

(4) 家庭や地域の教育力の向上

現状・今後の方向性

近年、子育ての原点である家庭において、児童虐待をはじめとするさまざまな問題が発生しています。こうした問題の背景には、少子化や核家族化、都市化、情報化といった経済社会の変化が挙げられます。さらに、地域における地縁的な繋がり希薄化も影響しており、これらの要因により、地域社会や家庭における「教育力」の低下が指摘されています。

本町では、子どもの学習講座事業、土曜スクール事業をはじめ、地域社会や家庭の力を生かした取組に努めていますが、参加児童数の減少や講師の確保が課題となっています。

アンケート調査結果からは、「現在、住んでいる地域」を居場所として認識している小中学生の割合は7割弱となっており、全国値よりやや高い傾向がみられますが、「助けてくれる人がいる」割合は6割半ば、「相談できる人がいる」割合は3割半ばとなっており、いずれも全国値より低い傾向がみられます。

家庭・学校・地域との連携の下、家庭や地域における教育力を総合的に高め、地域活動への参加を促すとともに、子どもたちの目線に立った活動の工夫を検討していきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
80	子どもの学習講座事業の推進	生涯学習課	学習、芸術文化、スポーツ等幅広い分野において、教室や講座を開催し多くの学習機会を提供します。
81	土曜スクール事業	教育課	小学生を対象に、基礎学力の定着を図ることや学習に対する興味関心を高めることをねらいとした土曜スクールを実施します。
82	家庭教育学級の開催	教育課 生涯学習課	P T A保護者を対象に、近年の核家族化、少子化の進展に加え、共働き家庭の増加等に伴って低下している家庭教育力、地域教育力の向上を図ることを目的に、各小中学校単位のP T Aで「家庭教育学級」の実施に努めます。
83	地域活動推進用機材の貸出	総務課 生涯学習課	屋外放送機器、液晶ビジョン機器、ライフジャケット、テント等の貸し出しをするなど、活動を支援し、地域活動推進用機材の貸し出しの充実に努めます。
84	学校施設の開放	生涯学習課	スポーツの振興と住民の健康増進を図るため、教育委員会の所管する学校体育施設（小中学校）の開放に努めます。
85	スポーツ大会等の開催	生涯学習課	「白子カップ」テニス・ソフトテニス大会、全国小学生ソフトテニス大会を継続開催し、スポーツによる広域交流を図ります。
86	ジュニアリーダーの育成	生涯学習課	小学生のふれあいキャンプに随行する中学1年生を対象に講習会を実施し、責任感やコミュニケーション能力の向上等、人材育成に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
87	小中学校PTA連 合会・連絡協議会 の開催	教育課 生涯学習課	各学校間の連携を密にして、今後も小中学校のP T A連合会・連絡協議会の充実に努めます。
88	スポーツ協会の充 実	生涯学習課	少年スポーツチームの活動を支援し、各部の自主 的な運営による大会開催を推進します。
89	地域活動への支援	生涯学習課	ボランティアなどによる地域活動を推進し、支援 の充実に努めます。

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状・今後の方向性

インターネットをはじめとしたメディア上の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されています。

アンケート結果によると、小中学生の約6割がインターネット空間を居場所として認識しているとともに、約2割が「相談できる人」及び「助けてくれる人」がいると回答しており、インターネットを介した人間関係を築いていることがうかがわれます。インターネット上のトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、SNS等のネットパトロールの実施も必要と考えられます。

子どもや保護者に対する教育・啓発の推進に努めるとともに、子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図るため、家庭・学校・地域・関係機関の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
90	子どもや保護者に対する教育・啓発の推進	生涯学習課	警察、学校及び関係各機関と連携し、SNS等のネットパトロールの実施及び情報共有を図ります。また、中学生を対象に薬物乱用防止教室を開催します。

(6) 子どもの権利づくりの推進

現状・今後の方向性

子どもの人権や意見、自己決定権を尊重し、全ての子どもの幸せを目指す「子どもの権利条約」（平成元年、国連で採択）では、子どもの最善の利益を保障するため、子どもと家庭に対して適切な保護と援助を行うことが求められています。

また、令和5年に発表された「こども大綱」では、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子ども・若者の権利擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すための方針が示されています。

この理念に基づき、子どもの人権を尊重するとともに、子どもたちの意見や要望を生かすことのできるまちづくりの推進に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
91	子どもの権利条約に関する啓発普及の促進	教育課	小中学校において、児童・生徒の人権意識の醸成に努めます。また、「子どもの権利条約」の内容についてパンフレット等での普及・啓発を図り、子どもの人権を尊重する地域社会の構築に努めます。
92	子どもの声を生かしたまちづくりの推進	教育課	まちづくりに子どもの意見や要望を反映できるように、「住みたい町アンケート」などを実施し、企画や意見の発表の場を提供できる環境整備に努めます。

第4節 安心して子育てができる環境づくり

(1) 良好な住宅と居住環境の確保

現状・今後の方向性

子どもと子育て家庭の日常生活の基盤には、良好な住宅などの居住環境、安全な道路交通環境、バリアフリーが組み込まれたまち並み、安心できる公共施設など、暮らしやすい「まちづくり」が必要です。子育て世帯に配慮した住環境の整備に努めていきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
93	居住環境の整備	建設課	快適で潤いのある道路、河川沿い、憩いの場、レクリエーションの場等の公園など、子育てを含めて安心・安全な居住環境の整備に努めます。
94	若者マイホーム取得奨励事業の実施	建設課	町内に新築住宅を建築または購入する若者夫婦に対し、取得奨励補助金を交付します。

(2) 豊かなまちづくりの推進等

現状・今後の方向性

子育て世帯が安心して外出できるためには、安全で安心な道路交通の整備が必要です。交通弱者である歩行者・自転車が安全に通行できるよう、安全な道路交通環境の整備に努めます。

N0	事業名	担当課	事業内容
95	町道の整備と歩きやすい歩道の整備	建設課	歩行者等が安全・安心に通行できるよう配慮し、今後も幹線道路の整備促進を推進していきます。
96	都市計画道路の整備	建設課	引き続き千葉県と協議、要望等を行い見直しも含めた都市計画道路の適切な整備に努めます。
97	交通安全施設の整備	企画財政課 建設課	関係機関への要望・協議を実施し、交通安全施設の整備に努めます。
98	道路の安全確保	建設課	通学路の歩道の整備、自転車通行帯等の確保に向けた取組等を推進していきます。
99	防犯灯設置の促進	総務課	犯罪を防止し安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防犯灯の設置促進に努めます。

(3) 多様な働き方の実現及び見直し等

現状・今後の方向性

アンケート調査結果では、就学前児童保護者・小学生保護者ともに父親の9割、母親の8割が、現在就労している（育休・介護等休業中の方を含む）と回答しており、本町では就労している保護者が大半であるとうかがわれます。

このような中、子育て家庭における仕事と家庭との両立が図られるようにするためには、育児・介護休業法に基づく制度の円滑な実施とともに、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識の解消や職場優先の企業風土の是正を図るため、理解を深めることが重要です。

多様な働き方の実現及び働き方の見直し等において、労働者、事業主、地域住民の意識改革を推進するため、国・千葉県・関係団体等と連携し、広報・啓発、研修、情報提供等を積極的に行います。また、働き方や子育てに対する意識の啓発を通じて、仕事と家庭の両立を支援します。

N0	事業名	担当課	事業内容
100	男女共同参画の意識づくり	企画財政課	講演会や講座などへの参加、意識啓発パンフレットの配布など、今後も男女共同参画の意識づくりに努めます。
101	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	企画財政課	講演会や講座への参加、パンフレットの配布、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法や働き方改革関連法などの法制度の周知・啓発に努めます。

(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状・今後の方向性

近年、子どもが悲惨な事故や犯罪に巻き込まれる事件が多発しています。

学校から距離のある自宅周辺で子どもが1人で歩く「1人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じ、この「見守りの空白地帯」における子どもの危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策の強化が必要であると言えます。また、登下校時における子どもの安全の確保については、防犯ボランティアの担い手の不足や、共働き家庭の増加に伴って保護者による見守りが困難となってきたことから、新たな体制づくりが求められています。

本町では、子どもを対象とした交通安全教育の実施や、町内及び近隣地域での不審者情報・犯罪状況等についてメールを活用した情報提供を行うことで、子どもが事故や犯罪被害に巻き込まれないよう努めています。

引き続き、子どもが安全に日々を過ごせるよう、交通環境整備と交通安全啓発、犯罪被害防止のための関係機関との連携強化、防災設備整備と防災意識啓発、そして被害を受けた子どもへの対応など、あらゆる危機から子どもたちを守るための対策を推進します。

N0	事業名	担当課	事業内容
102	交通安全教育の推進	教育課	子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき、段階的かつ体系的な実施に努めます。
103	自主防犯活動の促進	総務課	警察、学校、自治会、ボランティア等との連携強化による情報の提供・共有、防犯組合活動の促進や、防災無線の活用等により、今後も自主防犯活動の促進に努めます。
104	関係機関・団体との情報交換	教育課	学校内での児童・生徒に対しての犯罪被害に関する教育、地域連絡協議会を開催する等、関係機関・団体との情報交換に努めます。
105	パトロール活動の推進	総務課 教育課 生涯学習課	学校支援ボランティア、防災・防犯指導員、教師、PTAなどの機関と協議しながら、今後もパトロール活動の推進に努めます。
106	防犯講習の実施	教育課 住民課	小中学校における危機管理マニュアルに基づく実践的な講習に加え、保育所・小中学校における不審者訓練を実施し、防犯対策の充実を図ります。
107	避難訓練の実施	住民課 教育課 総務課	保育所では年間12回、小中学校では年間3回、引き渡しや津波等を想定した訓練を実施します。また、町全体の避難訓練との連携強化を図ります。

第5節 特別な支援が必要な家庭へのきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

現状・今後の方向性

児童虐待については、関係機関の体制強化などにより充実を図っているものの、依然として深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加を続けていることから、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

本町では、住民課・健康福祉課・教育課の横の連携を密にしながら、保育所、小中学校からの情報を共有し、迅速に専門機関と対応するよう努めています。さらに、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との円滑な連携を図ることで、虐待の発生予防や早期発見・早期対応に取り組んでいます。また、新生児訪問などを通じて個々の家庭の状況を把握し、必要に応じて関係課が随時連携することで、支援が必要な家庭に対するきめ細かな対応を進めています。併せて、体罰によらない子育ての推進にも力を入れています。

近年では、家族の世話や介護を担うヤングケアラーの問題も注目されており、これらの子どもたちが安心して暮らせる環境を整えることも重要な課題となっています。引き続き、関係機関の連携を密にし、必要な家庭へ適切な支援を行うとともに、ヤングケアラー支援に向けた体制の整備も進めていきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
108	養育支援訪問事業	健康福祉課	第5章に定める確保策に従い、養育支援が特に必要な家庭に対して訪問指導を実施します。
109	虐待の発生予防	健康福祉課	児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業の強化に努めるなど、虐待の発生予防に努めます。
110	虐待の早期発見・早期対応	教育課 住民課	児童からのサインに常に気を配りながら、虐待の早期発見・早期対応に努めます。その事実を確認した場合は、早急に関係機関への連絡を行い、児童・生徒への被害が最小限となるよう取り組みます。また、虐待に関して関係職員で情報を共有し対応できる体制づくりに努めます。
111	虐待に関する相談体制の充実	住民課 健康福祉課 教育課	被害を受けた子どもの早期発見と早期対応を図るとともに立ち直りを支援するため、担任、養護教諭、保育士、保健師、カウンセラー等が相談にあたります。また、家庭児童相談員に連絡したりするなど、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努めます。

(2) 障がい児施策の充実

現状・今後の方向性

適切な療育・発達支援は、保護者の不安軽減や保育力向上の効果もあいまって、児童のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。そのため、障がいや発達上の不安を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めます。

NO	事業名	担当課	事業内容
112	障害児通所支援事業の推進	健康福祉課	日常生活及び社会生活に必要な援助、指導を実施し、今後も障害児通所支援事業の推進に努めます。
113	特別児童扶養手当の支給	健康福祉課	今後も本制度の周知に努め、国・千葉県の指針に基づき、特別児童扶養手当の支給事務を行っていきます。
114	身体障害児補装具給付事業の実施	健康福祉課	本事業の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づくとともに、身体障がい児の状況を踏まえながら、必要な補装具の給付に努めます。
115	重度障害児日常生活用具給付事業の実施	健康福祉課	本事業の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づくとともに、重度障がい児の状況を踏まえながら、必要な日常生活用具の給付に努めます。
116	特別支援教育就学奨励費の支給	教育課	今後も特別支援学級へ入級する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用の一部を援助します。
117	特別支援教育の推進	教育課	今後も特別支援教育に対する正しい理解と認識を深め、特別支援教育の推進を図ります。
118	療育支援コーディネーター事業	健康福祉課	障がいに関する専門性が備わった臨床心理士を配置し、在宅の障がい児や障がい疑われる児童、その家族に対し療育支援等が途切れることのないように各関係機関と連絡調整を行います。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

現状・今後の方向性

ひとり親家庭では、子育てと就業との両立が困難であることや、特に母子家庭においては、就業に必要な知識及び技能を習得する機会が十分になかった人が多く、その場合、心理的・経済的に大きな負担を抱えやすい状況にあると言えます。

ひとり親家庭が安心して子育てをすることのできる環境づくりに努めていきます。

N0	事業名	担当課	事業内容
119	児童扶養手当の支給	住民課	本制度の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づき、児童扶養手当を支給します。
120	母子父子寡婦福祉資金の貸付	健康福祉課	本制度の周知に努めており、今後も国・千葉県の指針に基づき、母子父子寡婦福祉資金の貸付を実施します。
121	ひとり親家庭等医療費助成	住民課	18歳に達する日以降最初の3月末までの児童を養育・監護している、ひとり親家庭の母、父等と、児童に対し保険適用となる医療費、調剤費等の一部を助成します。※保護者等の所得制限あり。
122	優先入居制度の活用	建設課	公営住宅の空き家募集において、母子及び父子世帯、身体障がい者世帯及び老人世帯等の条件により優先して選考することに努めます。

第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保策

第1節 量の見込みの算出について

計画期間における各サービスの量の見込みは、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」を参考に、本町の過去5年間の実績値の推移等を鑑みつつ設定しました。

（1）教育・保育給付事業

区分	対象	保育の必要性	算出根拠	考え方
教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園）	3～5歳	無（幼稚園利用）	実績	推計人口から保育所認定①を除いた数を設定
保育認定①（幼稚園）	3～5歳	有（幼稚園利用を希望）	実績 ニーズ調査	実績及びニーズ調査結果を踏まえて設定
保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳	有（保育所利用）	実績	令和2年～令和6年の利用率の最大値×推計人口で算出
保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0～2歳	有（保育所利用）	実績	令和2年～令和6年の利用率の最大値×推計人口で算出

(2) 地域子ども・子育て支援事業

		対象	算出根拠	考え方
利用者支援事業		0～5歳児 小学生	箇所数	実施予定の箇所数
時間外保育事業		0～5歳児	実績平均	令和2年～令和5年の利用率 の最大値×推計人口で算出
放課後児童健全育成事業		小学生	実績平均	令和2年～令和6年の利用率 の最大値×推計人口で算出
子育て短期支援事業（ショートステイ・ トワイライトステイ）		0～5歳児 小学生	実績 ニーズ調査	実績及びニーズ調査結果を踏 まえて設定
乳児家庭全戸訪問事業		0歳児	推計人口	0歳児推計人口
養育支援訪問事業等		養育支援が 必要な家庭	実績平均	令和2年～令和5年の利用率 の最大値×推計人口で算出
地域子育て支援拠点事業		0～2歳児	ニーズ調査	0～2歳未就園児の利用希望 割合×希望の平均日数
病児保育事業		0～5歳児 小学生	実績平均	令和2年～令和5年の利用率 の最大値×推計人口で算出
子育て援助活動支援事業（ファミリー・ サポート・センター事業）		0～5歳児 小学生	実績 ニーズ調査	実績及びニーズ調査結果を踏 まえて設定
妊婦健康診査事業		妊産婦	推計人口	翌年の0歳児推計人口×14回
一時預かり事業 （幼稚園在園児対）※	1号認定対象	3～5歳	実績平均	幼稚園希望者かつ不定期の事 業利用者
	2号認定対象	3～5歳	実績平均	幼稚園希望者かつ不定期の事 業利用者
一時預かり事業（未就園児）		0～5歳	実績平均	令和2年～令和5年の利用率 の平均値

※町外の幼稚園利用を想定。

(3) 子ども・子育て支援法改正による新事業

	対象	算出根拠	考え方
妊婦等包括相談支援事業	妊産婦	推計人口	翌年の0歳児推計人口×14回
産後ケア事業	妊産婦	推計人口	令和3年～令和5年の利用率 最大値×0歳児推計人口
子育て世帯訪問支援事業	養育支援が 必要な家庭	実績平均	養育支援訪問事業と同じ家庭 数として設定
児童育成支援拠点事業	要支援児童	実績平均	支援が必要と考えられる児童 数
親子関係形成支援事業	養育支援が 必要な家庭	実績平均	支援が必要と考えられる世帯 数
乳児等通園支援事業	0～2歳児	推計人口	対象児童数×月上限10時間÷ 月176時間で設定

第2節 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保策

(1) 量の見込み

町内に居住する子どもの教育・保育の量の見込みは、以下のとおりです。3歳未満児の高いニーズが見込まれますが、定員350人は下回る見込みです。

■教育・保育の量の見込み（4月1日時点）

	推 計				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①1号認定子ども（3歳以上保育の必要性なし）	5	5	5	5	5
②2号認定子ども（3～5歳、幼稚園の利用希望が強い）	0	0	0	0	0
幼稚園（①+②）	5	5	5	5	5
③2号認定子ども（3～5歳、保育所等利用希望者）	108	119	109	115	104
④3号認定子ども（0歳）	5	5	5	5	5
⑤3号認定子ども（1歳）	22	23	21	21	20
⑥3号認定子ども（2歳）	35	28	30	27	27
認可保育所（③+④+⑤+⑥）	170	175	165	168	156

(2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

引き続き、公立保育所3か所で定員350人を維持していきます。また、3歳未満児の入所希望の増加が見込まれるため、保育士の確保に努めていきます。

なお、町内に幼稚園はありませんが、町外の幼稚園等に通う子どもがわずかに見込まれるため、対象となる子どもがいる場合、円滑な利用が可能となるようきめ細かな対応に努めます。

■教育・保育の提供量

	推 計				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①1号認定子ども（3歳以上保育の必要性なし）	0	0	0	0	0
②2号認定子ども（3～5歳、幼稚園の利用希望が強い）	0	0	0	0	0
幼稚園（①+②）	0	0	0	0	0
③2号認定子ども（3～5歳、保育所等利用希望者）	260	260	260	260	260
④3号認定子ども（0歳）	6	6	6	6	6
⑤3号認定子ども（1歳）	36	36	36	36	36
⑥3号認定子ども（2歳）	48	48	48	48	48
認可保育所（③+④+⑤+⑥）	350	350	350	350	350

(3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

各小中学校区の状況に応じて、定期的に連絡協議会等を開催し、保育所と小学校との交流を深めます。さらに、小1プロブレム※への対応に備え、円滑な移行が可能となるよう、日頃からの連携強化を図ります。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するよう教育・保育に関する専門性を有する指導主事の配置について検討していきます。

さらに、障がい児や、外国籍や外国出身者をはじめとする外国に繋がる子どもなど、特別な支援が必要な児童や家庭があった場合は、関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

※小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生が集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話听不懂等と学校生活になじめない状態が続くこと。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

(1) 量の見込み

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保量は以下のとおりです。

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者支援事業	基本型・特定型	確保量【か所】	0	0	0	0	0
	母子保健型	確保量【か所】	1	1	1	1	1
延長保育事業		量の見込み【人/年】	68	70	66	67	62
		確保量【か所】	3	3	3	3	3
放課後児童健全 育成事業（学童 保育）	1年生	量の見込み【人/年】	28	17	21	15	22
	2年生	量の見込み【人/年】	20	21	12	16	11
	3年生	量の見込み【人/年】	21	25	26	15	20
	4年生	量の見込み【人/年】	13	10	12	13	8
	5年生	量の見込み【人/年】	13	11	9	11	11
	6年生	量の見込み【人/年】	4	4	4	3	4
	低学年 計	量の見込み【人/年】	69	63	60	47	53
	高学年 計	量の見込み【人/年】	29	26	25	26	22
	計	量の見込み【人/年】	98	88	85	73	75
		確保量【人/年】	120	120	120	120	120
子育て短期支援事業		量の見込み【人/年】	0	0	0	0	0
		確保量【人/年】	検討				
乳児家庭全戸訪問事業		量の見込み【人/年】	32	30	30	28	28
		確保量【人/年】	32	30	30	28	28
養育支援訪問事業等		量の見込み【人/年】	7	7	6	7	6
		確保量【人/年】	7	7	6	7	6
地域子育て支援拠点事業		量の見込み【延組/年】	78	72	71	68	66
		確保量【か所】	検討				
病児保育事業		量の見込み【延人/年】	154	148	139	131	128
		確保量【か所】	1	1	1	1	1
子育て援助活動支援事業		量の見込み【延件/年】	0	0	0	0	
		確保量【延件/年】	検討				
妊婦健康診査		量の見込み【延件/年】	420	420	392	392	364
		確保量【延件/年】	420	420	392	392	364
一時預かり事業 （幼稚園型）	1号認定	量の見込み【延人/年】	400	438	403	424	385
	2号認定	量の見込み【延人/年】	0	0	0	0	0
	計	量の見込み【延人/年】	400	438	403	424	385
		確保量	400	438	403	424	385
一時預かり事業 （基本型）	未就園児対象	量の見込み【延人/年】	432	436	414	416	391
		確保量【か所】	1	1	1	1	1

※量の見込みを推計するにあたって、小数第1位で端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

（２）提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町では、延長保育事業を全ての保育所で、利用者支援事業（母子保健型）、一時預かり事業（未就園児対象）、病児保育事業を各１か所、放課後児童健全育成事業（学童保育）を３か所で実施しています。

また、町外の幼稚園利用者に対し、実費徴収に伴う補足給付事業等を実施しています。

児童数は今後も減少が見込まれることから、引き続き、既存の施設や事業で、一人ひとりの子ども・子育て家庭に対し、個々に応じた柔軟な支援に努めていきます。

事業名	利用者支援事業【第４章 NO 13（子育て世代包括支援センター）】
事業内容	子どもやその保護者、または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。
確保策	健康づくりセンターに子育て世代包括支援センターを設置し、町内１か所（母子保健型）で実施します。さらに、住民課を中心にこども家庭センター型への移行を検討していきます。

事業名	延長保育事業【第４章 NO 2】
事業内容	通常の保育時間を超えた保育を行う事業です。町内の保育所３か所で実施しており、保育短時間の方は７時３０分から８時及び１６時から１９時まで、保育標準時間の方は１８時３０分から１９時まで利用できます。
確保策	引き続き、町内の保育所３か所において実施します。

事業名	放課後児童健全育成事業（学童保育）【第４章 NO 9】
事業内容	共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。各小学校区に１施設、３か所で実施しています。
確保策	引き続き、町内３か所での実施を継続するとともに、ニーズを踏まえながら保護者の負担軽減に向けた取組を検討し、児童がより充実した時間を過ごせるよう環境整備に努めます。また、小学校の統廃合を見据え、学童保育の施設や運営についても協議を進めます。さらに、保護者の就労状況に関わらず利用できる放課後子ども教室については、その実施を検討するとともに、学童保育との連携に向けた協議の場を設けます。

事業名	子育て短期支援事業【第4章 該当なし】
事業内容	短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間または休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。
確保策	ニーズ調査からはわずかなニーズは見込まれますが、本町単独での実施は難しいため、近隣の市町村と連携した提供体制の整備を検討します。

事業名	乳児家庭全戸訪問事業【第4章 NO 40（新生児・妊産婦訪問指導）】
事業内容	新生児を持つ親が、不安や悩みなく子育てに取り組むことができるよう、妊娠や新生児期の不安の高い時期に、保健師等による家庭訪問を行います。
確保策	引き続き、全ての出生児に対して訪問指導を実施します。

事業名	養育支援訪問事業【第4章 NO 108】
事業内容	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。
確保策	引き続き、養育支援が特に必要な家庭に対して訪問指導を実施します。

事業名	地域子育て支援拠点事業【第4章 該当なし】
事業内容	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。
確保策	実施の検討をします。

事業名	病児保育事業【第4章 NO 8】
事業内容	子どもが発熱などの急な病気になった際に、病院や保育所に併設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を行う事業や、保育中に体調を崩した児童に対し、保育所の医務室などで看護師等が緊急対応を行う事業です。本町では、病児保育所ラッコ（酒井医院内）において、病気や回復期のお子さんを一時的にお預かりしています。
確保策	引き続き、1か所で実施します。さらに、事業内容の周知を図り、継続して支援します。

事業名	ファミリー・サポート・センター事業【第4章 該当なし】
事業内容	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。
確保策	ニーズ調査からはわずかなニーズは見込まれますが、会員の確保が難しいと考えられます。今後の状況に応じて提供体制の整備を検討します。

事業名	妊婦健康診査【第4章 NO 38（妊婦健康診査の実施）】
事業内容	妊婦が定期的に健診を受けやすくし、安全な出産を迎えるため、妊娠中必要とされる回数 14 回分の健診助成券を母子健康手帳交付時に配付します。平成 30 年度からは、経済的な負担を軽減するため、妊婦健康診査費用の一部を 1 回 2,000 円を上限とし、14 回分の上乗せ助成をしています。
確保策	引き続き、14 回の助成を実施するとともに、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票について説明し、定期的に健診を受診するように促します。

事業名	一時預かり事業（幼稚園型）【第4章 NO 5】
事業内容	幼稚園在園児を対象に、通常教育時間の前後や長期休業期間中などに、保育を行う事業です。
確保策	事業の対象となる幼稚園は町内にありませんが、町外の幼稚園等に通う子どもがわずかに見込まれます。対象となる子どもがいる場合、円滑な利用となるようきめ細かな対応に努めます。

事業名	一時預かり事業（幼稚園型以外）【第4章 NO 5】
事業内容	未就園の乳幼児を対象に、主に昼間、保育所などで一時的に預かる事業です。令和 6 年度は南白亀保育所で実施しています。
確保策	引き続き、町内 1 か所で実施します。また、保育所入所に切り替わる単年度の利用が多いため、今後も広く事業を周知し、子育て支援の充実を図ります。

事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業【第4章 NO 24】
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
確保策	国の基準に準じて、新制度に未移行の幼稚園等に通う子どもを対象とした実費徴収に係る助成をします。

事業名	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【第4章 該当なし】
事業内容	新規参入施設等の事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。
確保策	本町において、新規事業者が参入する可能性は低いと考えられます。民間の事業者から申し出があった場合に検討します。

第4節 法改正による新事業

(1) 量の見込み

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正より、第3期計画から新たに本制度に位置付けられることになった事業の量の見込み及び確保量は以下のとおりです。

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
妊婦等包括相談支援事業		量の見込み【延組/年】	90	90	84	84	78
		確保量【か所】	検討				
産後ケア事業		量の見込み【延件/年】	10	9	9	8	8
		確保量【延件/年】	10	9	9	8	8
乳児等通園支援 事業	0歳児	量の見込み【人/日】	1	1	1	1	1
	1歳児	量の見込み【人/日】	1	1	1	1	1
	2歳児	量の見込み【人/日】	1	1	1	1	1
	計	量の見込み【人/日】	3	3	3	3	3
		確保量【人/日】	検討				
子育て世帯訪問支援事業		量の見込み【人/年】	7	7	6	7	6
		確保量【人/年】	7	7	6	7	6
児童育成支援拠点事業		量の見込み【世帯/年】	0	0	0	0	0
親子関係形成支援事業		量の見込み【世帯/年】	0	0	0	0	0

(2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本町では、産後ケア事業を実施しています。それ以外の事業については、支援が必要な方の把握に努めるとともに、国のガイドライン等を踏まえながら、実施に向けた確保策を検討していきます。

事業名	妊婦等包括相談支援事業
事業内容	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。
確保策	本町では子育て世代包括支援センターを設置しており、国のガイドライン等を踏まえながら、提供体制の整備を検討します。

事業名	産後ケア事業【第4章 N049】
事業内容	産後に家族等から家事や育児等の支援を受けられない母親や育児不安の強い母親を対象に、安心して子育てができるように心身のケアや育児サポートを行います。宿泊型・日帰り型・訪問型を実施しています。今後、委託先の拡大等、サービスの向上を図っていきます。
確保策	事業内容の周知を図り、継続して支援します。

事業名	乳児等通園支援事業
事業内容	保護者の就労状況等に関わらず満3歳未満の子ども（保育所等に入所しているものを除く。）が保育所・認定こども園等を月の一定の時間を上限とし、利用できる制度です。
確保策	国から今後出されるガイドライン等を踏まえながら、提供体制の整備を検討します。

事業名	子育て世帯訪問支援事業
事業内容	要支援児童、支援を要するヤングケアラー、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。
確保策	支援が必要な世帯を把握し、必要に応じて提供体制の整備を検討します。

事業名	児童育成支援拠点事業
事業内容	主に学齢期の児童を対象に、虐待リスクが高い児童や、不登校など養育環境に課題を抱える児童の居場所となる拠点を開設し、生活の場を提供するとともに、児童や保護者への相談支援を行う事業です。
確保策	本町では、子ども第三の居場所（開設・運営）事業（第4章 N016）を官民連携で進めており、特定非営利活動法人みなみひなのうちが実施主体となり、令和7年度に開設を予定しています。支援が必要な子どもを把握し、国のガイドライン等を踏まえながら、提供体制の整備を検討します。

事業名	親子関係形成支援事業
事業内容	親子間の適切な関係性の構築を目的とし、ペアレントトレーニング（講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ）等の支援を行う事業です。
確保策	支援が必要な世帯を把握し、必要に応じて提供体制の整備を検討します。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

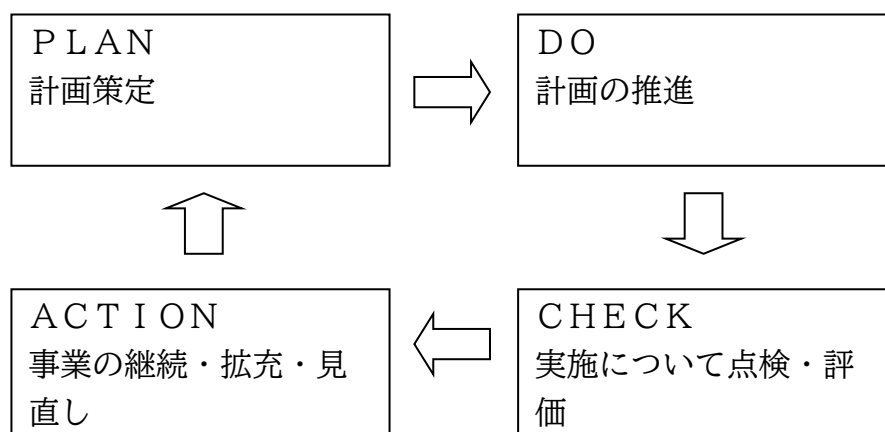
計画の推進にあたっては、全ての住民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。子どもと子育て家庭、行政、事業者、企業をはじめ地域社会全体で子ども・子育てに関わるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて住民へ本計画の周知を図っていきます。

また、多様化した子育て支援に関する住民ニーズにきめ細かく対応するためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、様々な人たちとの関わりが重要な要素であることから、各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

第2節 計画の進捗管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県等関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。そのため、PDCAサイクルに基づき、計画の実施状況について、定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

また、計画の策定にあたっては、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される「白子町子ども・子育て会議」を設置し、議論を行うとともに計画における実施状況や評価についても審議を行います。



1 白子町子ども・子育て会議規則

平成 25 年 9 月 30 日規則第 23 号

白子町子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白子町附属機関条例（平成 24 年白子町条例第 1 号）第 4 条の規定に基づき、本町における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、白子町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 児童福祉の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(報酬及び旅費)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年白子町条例第3号）による。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

2 白子町子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等	備考
子どもの保護者	古山 陽子	元教育委員	
子どもの保護者	大多和 俊稚	現青少年相談員	
児童福祉の関係者	御園 かおる	白子町立関保育所長	
児童福祉の関係者	鈴木 茂子	白子町健康福祉課職員 保健師	
児童福祉の関係者	小西 玲子	白子町社会福祉協議会主任主事	
児童福祉の関係者	篠崎 安由美	元白子町学童クラブ支援員	
学校教育の関係者	板倉 豊	元白子町立白子中学校 PTA 会長	
学識経験者	深山 結花	こどものひなた相談員	

第3期白子町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

発行 白子町 住民課

〒299-4292 千葉県長生郡白子町関 5074-2